

保存版

～ 事業場のみなさんへ ～

産業廃棄物の 適正処理について

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要 第1部)

平成31年3月

尼崎市経済環境局環境部
産業廃棄物対策担当

〒660-8501

尼崎市東七松町1-23-1

TEL (06) 6489-6310

FAX (06) 6489-6300

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

目 次

I 廃棄物処理に係る課題と法制度	
1 廃棄物を取り巻く課題	1
2 廃棄物処理・リサイクルに係る法制度	2
II 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
1 法の概要	3
2 法の目的	3
3 廃棄物とは	
(1) 廃棄物の区分	4
(2) 発生廃棄物の「区分」早わかりフロー	5
4 産業廃棄物とは	6
5 特別管理産業廃棄物とは	7
6 事業者の責務	9
III 産業廃棄物の取扱に関する基準	
1 保管基準	1 1
2 委託基準	
○ 委託契約	1 3
○ 産業廃棄物の処理を委託する場合の手順	1 4
○ 管理票制度（マニフェストシステム）について	1 7
○ 管理票（マニフェスト）の流れ	1 8
○ 管理票（マニフェスト）の使い方	1 9
○ 電子マニフェストについて	2 2
3 産業廃棄物の処理基準	
(1) 収集運搬の基準	2 3
(2) 中間処理の基準（再生を含む）	2 4
(3) 埋立処分の基準	2 7
(4) その他各種基準	3 0
IV 産業廃棄物処理実施計画の策定	
1 多量排出事業者に係る実施計画の策定義務	3 1
2 処理計画の策定	3 1
V 立入検査・行政処分・罰則等	
1 報告の徴収、立入検査	3 4
2 行政処分	3 4
3 罰則	3 5
VI 参考資料	
1 許可証（見本）	3 9
2 建設工事現場から排出される建設廃棄物の適正処理のために	4 0
3 契約書（見本）	4 2
4 廃棄物データシート（WDS）	5 5
5 措置内容等報告書	5 7
6 産業廃棄物管理票交付等状況報告書	5 9

I 廃棄物処理に係る課題と法制度

1 廃棄物を取り巻く課題

私たちは毎日、家庭や職場などで多くの物やエネルギーを消費しています。このような日々の活動に伴って多量の廃棄物が排出されています。その量は、1年間におよそ4億3千万トン(平成28年度全国総排出量等)にも達し、国民一人一日あたりに換算すると約9kgにもなります。そのうち工場や事業所等から排出される産業廃棄物が約90%を占めています。

このような大量の廃棄物を処理するためには、多くの経費と時間をかけなければならないが、大切な環境にも大きな負荷を与えています。また、処理に伴い発生するダイオキシン類等の有害物質対策や^{ひびく}逼迫する最終処分場の問題、後を絶たない不法投棄問題等といった多くの課題が生じています。

一方、廃棄物問題は、エネルギーや鉱物資源の枯渇、地球温暖化など地球規模での環境破壊とも深く関わっており、これまで進めてきた大量生産・大量消費・大量廃棄という現在の社会システム全体を根本から変革していかなければならない時期がきています。

このような課題を解決していくために、わたしたちは、廃棄物の排出を抑制し、そのうえで再生利用(リサイクル)を推進し、循環的な利用ができないものについても環境に影響のない方法で適正に処理する社会、すなわち循環型社会への転換を図っていかなければなりません。

循環型社会とは

経済-産業のシステムは人体にたとえれば製品の生産から流通消費までの動脈部分と、製品の消費後の廃棄物収集、処理、再生・再資源化などの静脈部分により成立しています。

ところが現在の社会にあっては、この静脈部分が適切に働かず、動脈部分も肥大化しているために、環境へ与える負荷が大きい構造となっています。

このままでは、資源の枯渇や環境破壊・廃棄物問題などの様々な問題が、私たちや次世代の人々の生活を脅かすようになってしまいます。

循環型社会とは、この静脈部分に相当する仕組みを、モノを作る部分である動脈部分も含めて見直し、環境や私たちの生活への負荷を大きく削減して、持続可能な社会システムを作っていくことを意味しています。

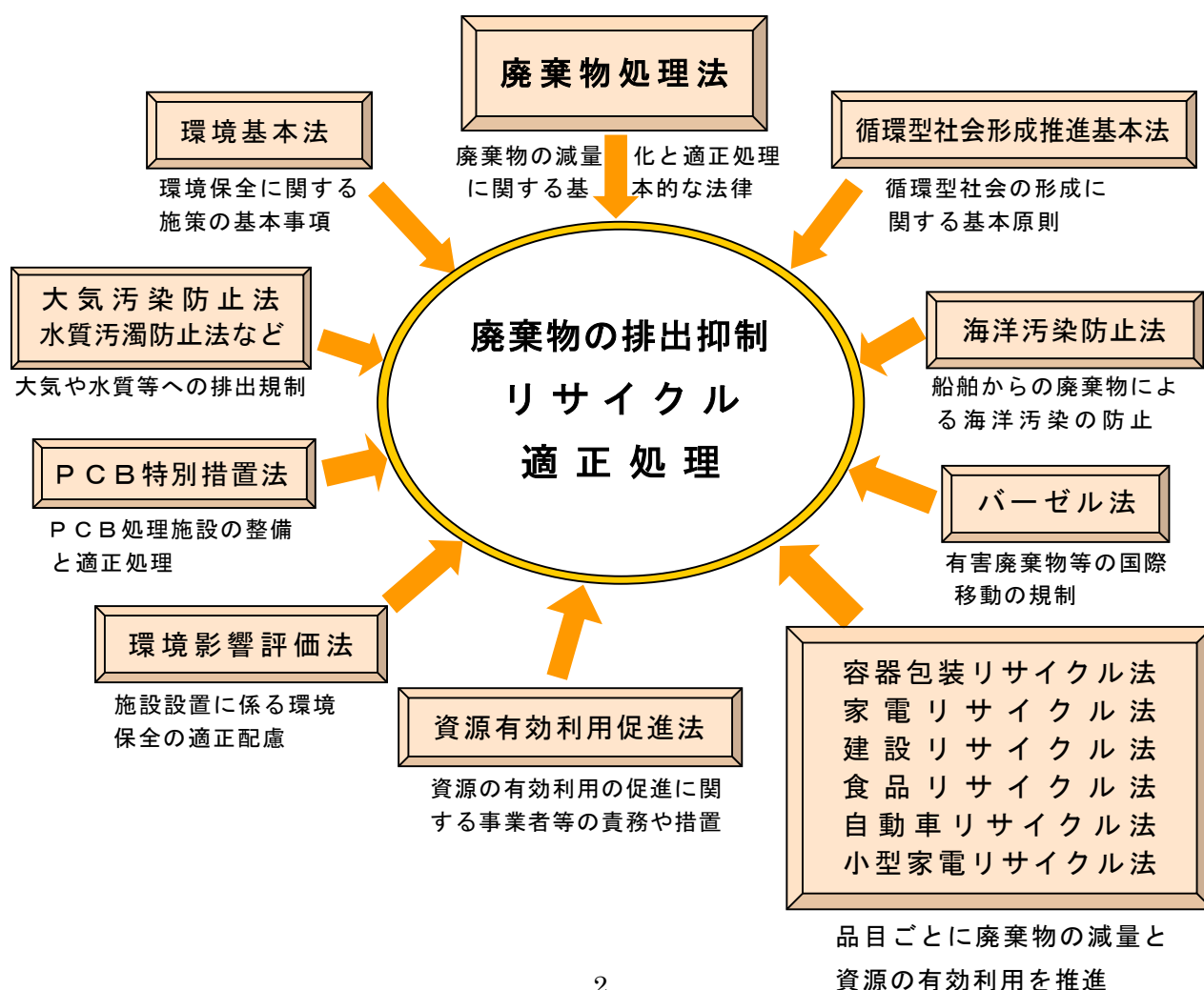
2 廃棄物処理・リサイクルに係る法制度

廃棄物処理に係る基本法として昭和45年に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」があり、廃棄物の処理についての法制度は早くから整備されてきました。

しかし、廃棄物の再生利用・リサイクルのための法制度の整備は比較的歴史が浅く、近年、循環型社会の形成に向けた個別法が順次整備されてきました。

リサイクルを推進するための法律としては、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」をもとに、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品資源リサイクル法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」などが定められており、これまでの排出者責任に加え、拡大生産者責任が規定され、事業者は、使用済製品の回収、リサイクル、適正処理の促進に向けて必要な措置を講じなければなりません。

廃棄物処理・リサイクルに係る法制度の全体像



また、廃棄物の処理を行うには、周辺環境への負荷を抑えるための基準や土地利用に関する基準を守らなければならないため、「大気汚染防止法」などの公害防止関係法令や「環境影響評価法」とも関わりがあります。

国際的には、有害廃棄物の国境を越える移動を規制する「バーゼル条約」や海洋への廃棄物等の投棄を規制する「ロンドン条約」が結ばれています。そして、これらの条約に応じて国内では、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)」や「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)」が定められており、国内処理等の原則、輸出入にあたっての確認又は許可、海洋投棄の規制等に関する規定が設けられています。

II 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)は、廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な処分等により生活環境の保全などを図るため旧清掃法を全面的に改め昭和45年12月25日に公布、昭和46年9月24日に施行されました。法では、

- (1) 国内で生じた廃棄物の国内処理等の原則、廃棄物の排出抑制、再生品の使用等に関する国民の責務、廃棄物の適正処理に関する事業者の責務
- (2) 市町村による一般廃棄物処理計画の策定及びそれに基づいた処理、一般廃棄物処理業を行う場合の許可
- (3) 廃棄物について、事業者の処理義務、事業者の産業廃棄物の収集、運搬、処分に関する基準に従った処理、地方公共団体による処理、産業廃棄物処理業の都道府県知事等による許可
- (4) 廃棄物の投棄の禁止、ふん尿の使用法の制限
- (5) 廃棄物処理施設の設置申請に先立つ周辺地域の生活環境影響に関する調査の実施とその結果等に関する告示縦覧、意見聴取、その結果等を踏まえた都道府県知事等による設置許可
- (6) 立入検査、適正な処理の確保のための改善命令、生活環境の保全上の支障の除去等のための措置命令
- (7) 国による地方公共団体に対する技術的、財務的援助等について定めています。

以下、廃棄物のうち工場や事業所等から排出される産業廃棄物の適正処理や再生利用を中心に、順次に説明していきます。

2 法の目的(法第1条)

法第1条で「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定しています。

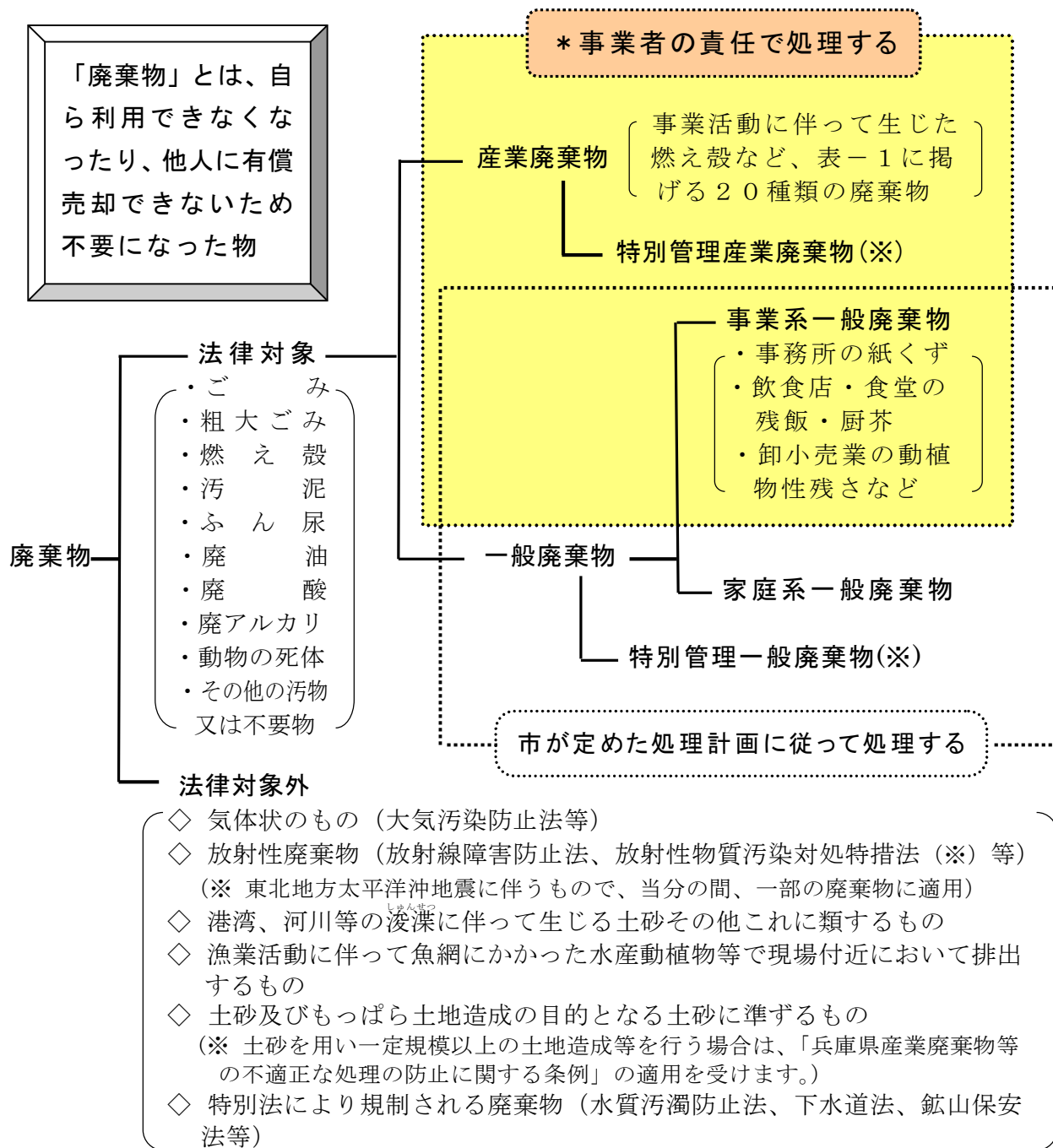
3 廃棄物とは（法第2条第1項）

法で規定している「廃棄物」とは、自ら利用できなくなったり他人に有償売却できないため不要になった物をいいます。

廃棄物は、家庭、工場、工事現場、事務所その他あらゆる所より発生し、その種類、性状もさまざまですが、これらは図-1に示すように区分されます。

法では、大きく産業廃棄物と一般廃棄物に種類を区分し、それぞれの種類で処理責任や処理体制も区分されています。

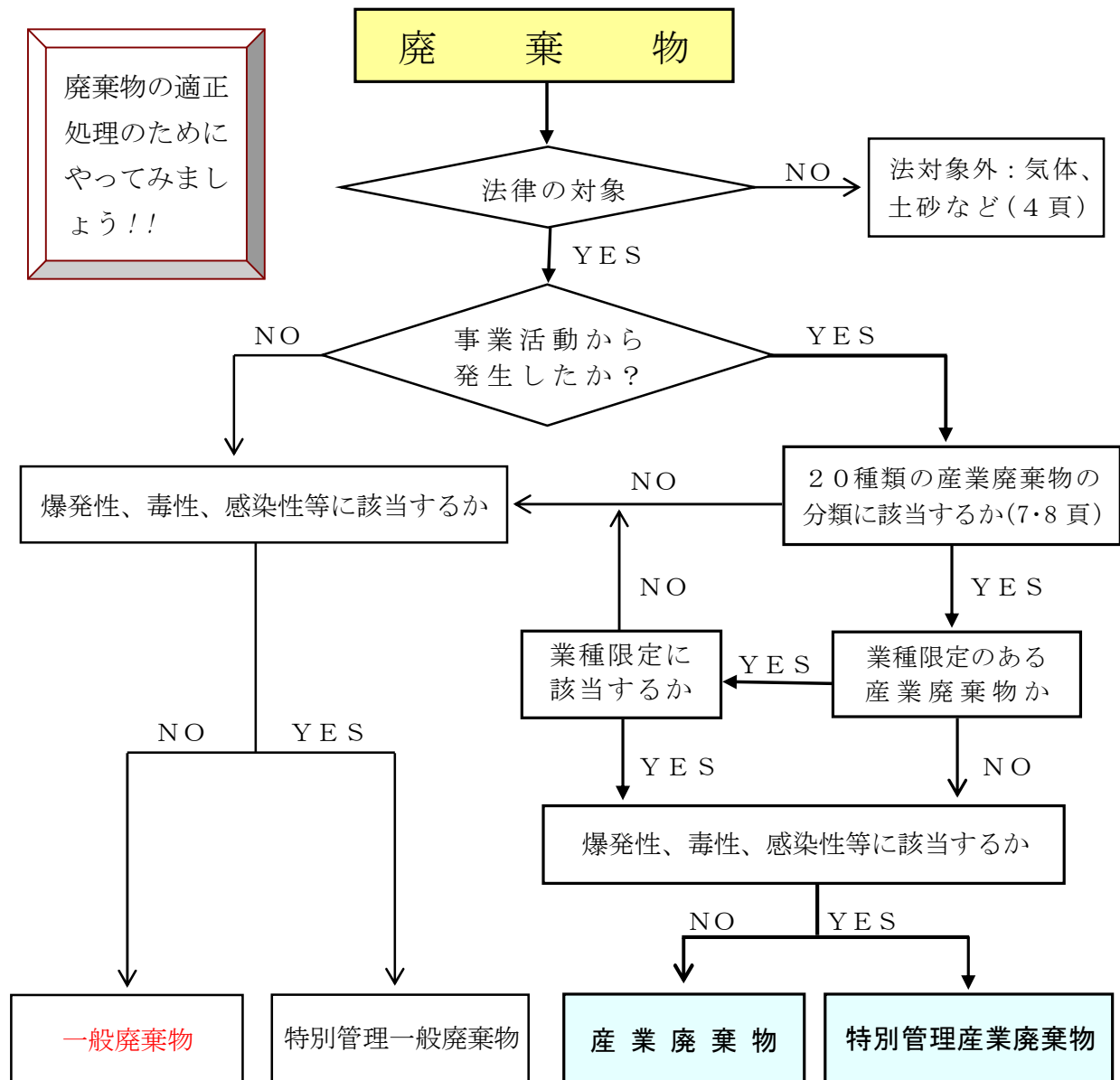
図-1 廃棄物の区分



注) ※の特別管理産業廃棄物とは

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。そのうち、特別管理産業廃棄物に該当する物は、表-2～5に掲げるもの。（7～8頁を参照）

図－2 発生廃棄物の「区分」早わかりフロー



次のような場合は廃棄物です

資源化再利用の一環としてリサイクルが盛んに行われていますが、再利用・リサイクルされる物であっても、次の場合は廃棄物の処理となり、委託先が産業廃棄物処理業の許可を有していることが必要になります。

- 処理される物の市場価格よりも収集運搬料金と処分料金を合わせた処理料金の方が高いため、排出者が差額（処理費）を負担する場合（逆有償）
- 上記価格と処理料金が同じで、排出者にとって処理費が無料となる場合（無償）
ただし、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄類、あきびん類、古繊維)のみを専門に収集運搬又は処分する業者については、今のところ、処理業の許可は不要です。(該当業者：古物回収金属商・古紙回収業者等)

4 産業廃棄物とは(法第2条第4項)

農業、工業、建設業、商業などすべての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次表に掲げる20種類のものであります。これら以外のもは事業系の一般廃棄物となります。

表-1 産業廃棄物の種類

種類	具体的な例
(1) 燃 え 殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭(不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥)、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等
(2) 汚 泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、上・下水道汚泥、製紙スラッジ、中和汚泥、ケイ藻土かす、凝集沈澱汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす等
(3) 廃 油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油(灯油、軽油、重油)、廃食用油、廃溶剤(シンナー、アルコール類)、タールピッチ類等
(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸(酢酸、蔞酸)、写真定着廃液、エッチング廃液、pH7未満の廃液
(5) 廃 アルカリ	廃苛性ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液、pH7を超える廃液
(6) 廃プラスチック類(安)	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子系化合物、塗料かす(固形状のもの)、廃イオン交換樹脂、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす、ビニールロープ、梱包用PPバンド、ポリひも、ポリトレイ等
(7) 紙 く ず	パルプ、紙又は紙加工品製造業・新聞業(新聞巻取紙を使用するもの)・出版業(印刷出版)・製本業、印刷物加工業より排出される紙、板紙等くず、建設業より排出される工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じた紙くず ※
(8) 木 く ず	木材又は木製品製造業・家具製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業・物品賃貸業より排出される木材片、おがくず、バーク類等、建設業より排出される工作物の新築・改築又は工作物の除去に伴って生じた木くず ※ 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)。
(9) 織 維 く ず	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、建設業より排出される工作物の新築・改築又は除去に伴って生じた繊維くず ※
(10) 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業、香料製造業において生ずる動物性又は植物性の残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等 ※
(11) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において生ずる骨等の残さ ※
(12) ゴムくず(安)	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類に分類)
(13) 金属くず(安)	切削くず、ダライ粉、空き缶、スクラップ等
(14) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(安)	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、破損ガラス、シボレックスかす、生コン残渣の脱水固化物等 ○コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。
(15) 鉱 さ い	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石、フラックスかす等
(16) が れ き 類(安)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むもの(コンクリート・アスファルトの破片等) なお、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じた物を除く。
(17) 動物のふん尿	畜産農業より排出される牛、馬、豚等のふん尿 ※
(18) 動物の死体	畜産農業より排出される牛、馬、豚等の死体 ※
(19) ば い じ ん(ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式、湿式)によって捕集されたもの
(20) 処分するために処理したもの(政令第2条第13号廃棄物)	(1)~(19)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物など)

注) (安)は、安定型埋立処分場への埋め立てが可能な産業廃棄物を示します。(例外規定あり)

※は、表記の業種以外の業種から排出されるものは、事業系の一般廃棄物となる。

5 特別管理産業廃棄物とは（法第2条第5項）

法では「産業廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」として区別しており、取り扱いには特に注意を要します。

平成28年法改正において、廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されました。

また、平成16年法改正において、硫酸ピッチが指定有害廃棄物として指定されより厳しい基準が設けられています。

事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置く必要があります。

表－2 特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	性状及び具体例
(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満の燃焼しやすいもの）
(2) 廃酸	腐食性を有するpH2以下の酸性廃液 [例：廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸]
(3) 廃アルカリ	腐食性を有するpH12.5以上のアルカリ性廃液 [例：苛性ソーダ廃液、苛性カリ廃液、石灰廃液]
(4) 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物のうち、感染性病原体を含む血液や体液等の付着したもの、又はそのおそれのあるもの ただし、ガーゼや包帯等は感染性一般廃棄物に該当します。 （医療機関等とは、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、感染性病原体を取り扱う施設等をいう。）
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	廃PCB(原液)及びPCBを含む廃油 [例：トランス、コンデンサ等から取り出したPCB原液、熱媒体、潤滑油]
PCB汚染物	① PCBが塗布、又は染み込んだ汚泥、紙くず・木くず・繊維くず [例：感圧紙、PCBを拭き取った布(ウエス)、漏洩場所の建材] ② PCBが付着、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 [例：トランス、コンデンサ、リアクトル、蛍光灯の安定器、絶縁テープ]
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したにもかかわらず、PCBが判定基準値を超えるもの（表－5）
廃水銀等	① 特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ② 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（表－6）に適合しないもの）
廃石綿等	① 建築物、工作物、構築物等から除去された飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で石綿が付着しているおそれのあるもの ② 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設から生じた石綿で、集じん装置で集められた飛散性のもの及び石綿が付着している廃棄物
重金属類等を含む産業廃棄物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準（環境省令）」（次頁表－4）の基準値を超える有害物質を含むもの
ダイオキシン類を含む産業廃棄物	「ダイオキシン類を含む産業廃棄物に関する基準」（次頁表－4）の基準値を超えるダイオキシン類を含むもの

備考 PCBとは、ポリ塩化ビフェニルの略称

表-3 指定有害廃棄物の種類（施行令第15条）

種 類	性 状 及 び 具 体 例
硫酸ピッチ	廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって、著しい腐食性（pH2以下）を有するもの

表-4 特別管理産業廃棄物に関する基準（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準）

分析項目	廃棄物名	燃え殻、鉱さい、 ばいじん及び これらの処理物 (溶出 mg/ℓ)	汚 泥 及 び これらの処理物 (溶出 mg/ℓ)	廃 酸、 廃アルカリ (含有 mg/ℓ)	廃 油
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	廃溶剤であって以下のものに限る。 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン(D-D) ベンゼン 1,4-ジメチル
総水銀		0.005	0.005	0.05	
カドミウム		0.09	0.09	0.3	
鉛		0.3	0.3	1	
有機リン		—	1	1	
6価クロム		1.5	1.5	5	
砒素		0.3	0.3	1	
ポリ塩化ビフェニル		—	0.003	0.03	
シアン		—	1	1	
トリクロロエチレン		—	0.1	1	
テトラクロロエチレン		—	0.1	1	
セレン		0.3	0.3	1	
ジクロロメタン		—	0.2	2	
四塩化炭素		—	0.02	0.2	
1,2-ジクロロエタン		—	0.04	0.4	
1,1-ジクロロエチレン		—	1	10	
シス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.4	4	
1,1,1-トリクロロエタン		—	3	30	
1,1,2-トリクロロエタン		—	0.06	0.6	
1,3-ジクロロプロペン(D-D)		—	0.02	0.2	
チウラム		—	0.06	0.6	
シマジン(CAT)		—	0.03	0.3	
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)		—	0.2	2	
ベンゼン		—	0.1	1	
1,4-ジオキサン		—	0.5 ^{*3}	5	
ダイオキシン類 ^{*1}		3ng/g ^{*2}	3ng/g	100pg/ℓ	

備考1 対象は、廃棄物処理法「令別表第3」に掲げる施設から排出されるもの

2 ダイオキシン類で※1の基準は、含有基準

3 ダイオキシン類で※2の基準は、鉱さいを除く。

4 1,4-ジオキサンで※3の基準は汚泥、ばいじん及びこれらの処理物とする。

表-5 特別管理産業廃棄物に関する基準（規則第1条の2第4項）

P C B 処 理 物		
廃棄物の種類	基 準	
廃油	0.5mg/Kg	
廃酸、廃アルカリ	0.03mg/ℓ	
廃プラスチック類、 陶磁器くず、金属くず	・附着又は封入していないこと ・附着していないこと	・洗浄液 0.5mg/kg ・拭き取り物 0.1μg/100cm ² ・切り取り物 0.01mg/kg
その他	(検液として) 0.003mg/ℓ	

表-6 特別管理産業廃棄物に関する基準（規則第1条の2第6項）

廃水銀処理物
水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること。

6 事業者の責務

事業者は、その製造活動等を通じて、廃棄物の発生の抑制や自らの製造工程を通じた副産物の再利用・再資源化に努めるとともに、廃棄物を発生する場合には、排出者負担の原則(PPP※)に基づき、廃棄物が適正に処理されるまでの責任を持たなければなりません。(※PPP:Polluter Pays Principle の略 環境汚染防止のコスト(費用)は、汚染者が支払うべきであるとの考え方)

また、近年の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法の施行にみられるように、使用済製品が廃棄物となった場合に、製造者に一定の処理責任を負わせる制度(拡大生産者責任(EPR)の原則)により、使用済製品の回収、リサイクル、適正処理促進に向けて必要な措置を講じなければなりません。

ここでは、事業者に課せられている責務について説明します。

(1) 事業者の責務(法第3条)

ア 適正処理・自己処理責任の原則

事業者は、事業活動に伴って生じたすべての廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。特に、産業廃棄物については、自ら処理することが原則です。

イ 資源化再利用・減量化の努力

事業者は、廃棄物を資源として再生利用することに積極的に努めるとともに、脱水・焼却等の中間処理による減量化に努めなければなりません。

ウ 処理困難物の発生の防止

事業者は、製造・加工・販売等に際して製品・容器等が廃棄物となった場合に処理の困難性を自ら評価し、その適正な処理が困難にならないよう、また、廃棄物の適正な処理について情報の提供をしなければなりません。

エ 国・地方公共団体の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関して、国・地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

(2) 産業廃棄物の処理に係る排出事業者の責務(法第12条)

産業廃棄物は通常、事業場内保管→収集運搬→中間処理→最終処分という流れで処理が行われます。

排出事業者は、自らの産業廃棄物が生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処分されるまで、責任を持って処理にあたる必要があります。

また、その処理にあたっては、産業廃棄物の減量化を図るため、できる限り再利用するとともに、再利用できるよう中間処理を行うことが大切です。

ア 各種基準の遵守

- ・ 産業廃棄物の処理に先だって、廃棄物を適正に保管しておく必要があります。保管については、産業廃棄物の保管基準が定められており、この基準に従い保管しなければなりません。(11頁を参照)
- ・ 産業廃棄物の排出事業者は産業廃棄物の処理を自ら行わない場合は、産業廃棄物処理業者に処理を委託することができます。処理を委託する場合の基準として、産業廃棄物の処理委託基準が定められており、この基準に従い委託しなければなりません。(13~16頁を参照)
- ・ 排出事業者が自ら運搬又は処分を行う場合には、産業廃棄物の処理基準に従い

実施しなければなりません。(23頁を参照)

イ 産業廃棄物処理実施計画の策定

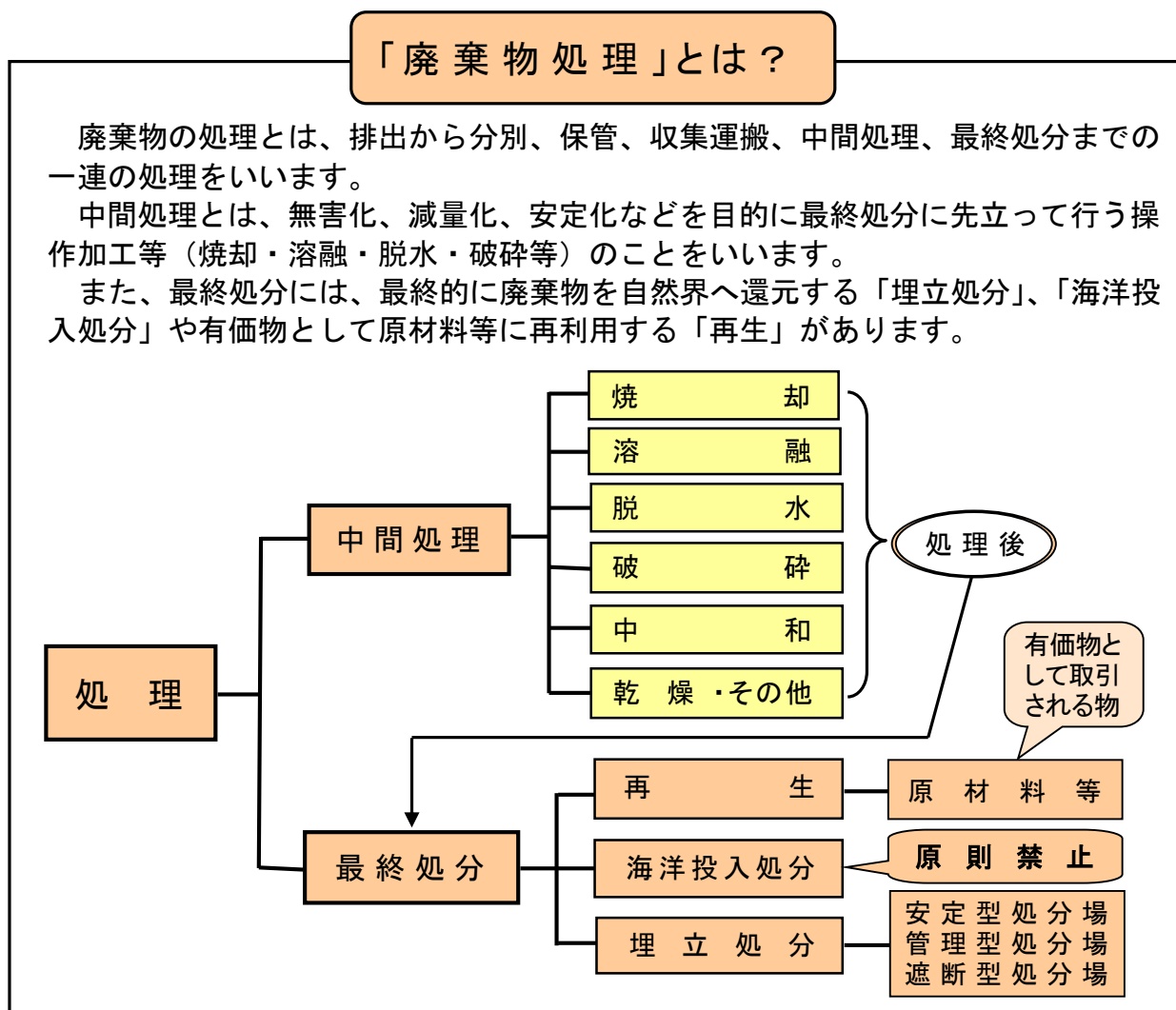
排出事業者が、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、管理体制を整備・充実するとともに、産業廃棄物の発生から最終処分までの各プロセスの現状を的確に把握したうえで、適正処理を目指した長期的かつ具体的な処理実施計画を立てる必要があります。

特に、廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、廃棄物の減量や適正処理の計画を策定し、市長に実施計画書や実績報告書を提出することが法律で義務づけられています。その内容や処理実施計画を策定する際の手順については28~30頁に掲げています。これらを参考に、それぞれの事業内容に応じた計画を立てるなど、適切に対応してください。

ウ その他の義務

排出事業者には、市の立入検査、各種報告の徴収、行政処分に従うなど、様々な義務が法律で課されています。(34、35頁を参照)

なお、建設工事(解体工事を含む。)においては、発注者から直接、工事を請負った者が排出事業者となり、下請け業者が産業廃棄物の処理に関わる場合は、当該下請け業者は産業廃棄物処理業の許可が必要になります。建設廃棄物の適正処理については、「建設工事現場から排出される建設廃棄物の適正処理のために」(40頁)を参照してください。



Ⅲ 産業廃棄物の取扱に関する基準

1 保管基準（規則第8条）

処理に先だって、産業廃棄物の保管を行う場合は次の基準に従い、生活環境の保全上支障がないように行わなければなりません。

特別管理産業廃棄物の保管は、別途基準による。

(1) 保管の場所には、周囲に囲いが設けられていること。廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないこと。

(2) 外部から見やすい箇所に掲示板が設けられていること。

ア 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示

イ 表示は、白地に黒色の文字で行う等見やすいものとするとともに、雨水等によって汚損したり、消えたりしないものとする。

(記載例)

ウ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載）

エ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
オ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管の最大積み上げ高さ

カ 掲示板の大きさは、縦60cm以上×横60cm以上

キ 注意事項例には、関係者以外立ち入り禁止、許可なく梱包容器等の持出禁止、梱包容器等は破損しないよう慎重に取扱うこと等を記載

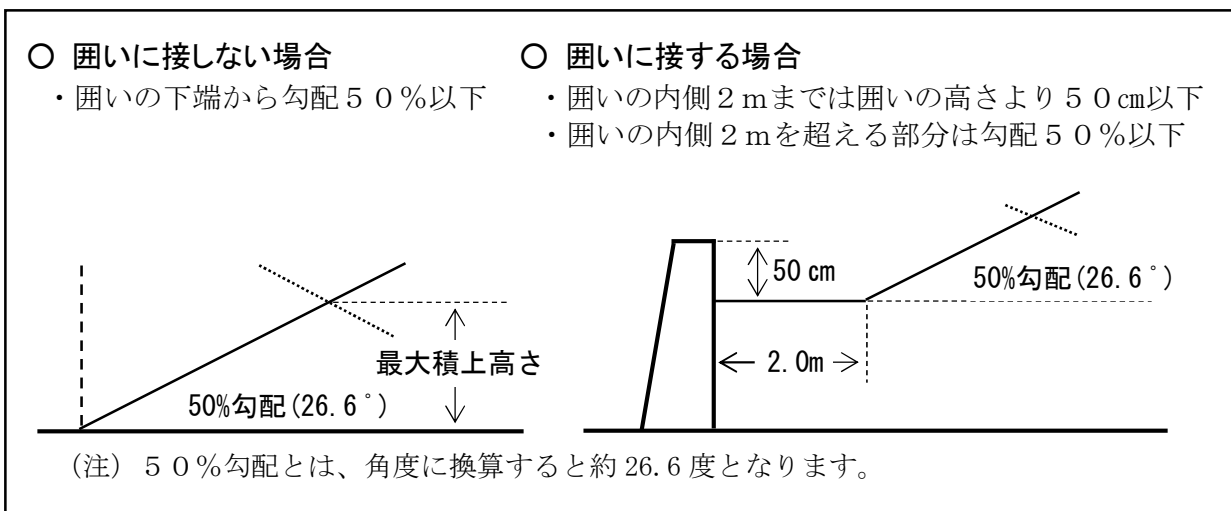
産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	汚泥、金属くず
管理責任者	環境課長 尼崎 太郎
連絡先	環境課(内線)1234
最大積上高さ	5 m (屋外保管のみ)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・

(3) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次の措置を講じること。

ア 汚水が生じるおそれがある場合は公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、排水溝等の設備を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。

イ 産業廃棄物の保管は、屋内又は容器で行うことが原則ですが、やむを得ず屋外で容器を用いずに保管する場合は、下図に従うこと。

ウ その他必要な措置



(4) 保管施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 石綿含有産業廃棄物にあつては、他の物と混合しないよう、仕切り等を設ける

こと。また、覆いを設ける、梱包する等、飛散防止のために必要な措置を講ずること。

- (6) 水銀使用製品産業廃棄物にあつては、他の物と混合しないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

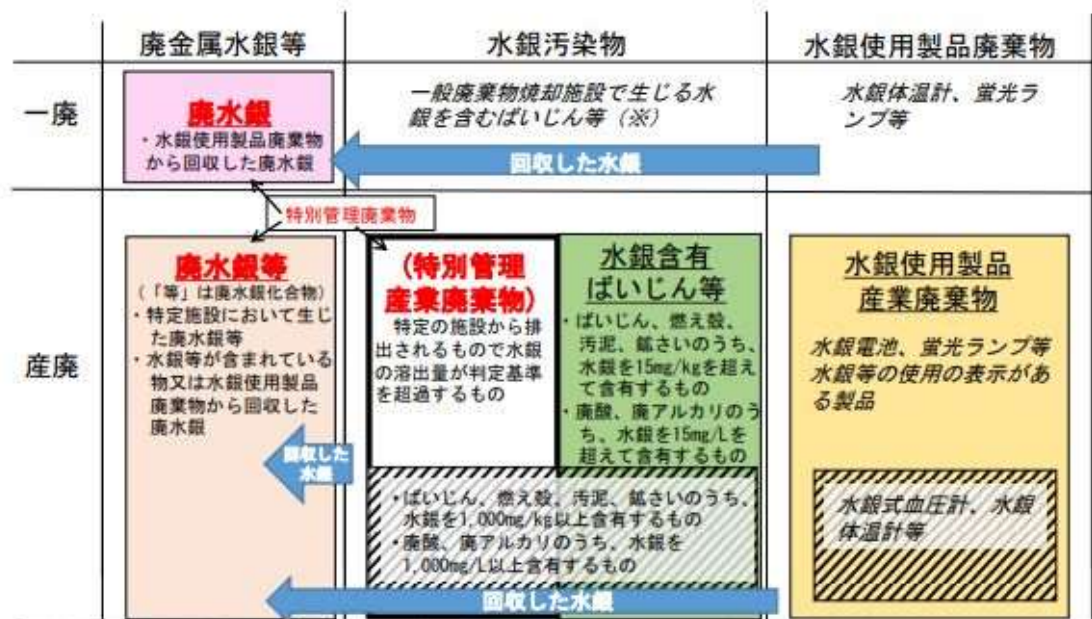
水銀廃棄物とは

平成 25 年 10 月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的としており、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減について定めています。

これを受け、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、平成 29 年に廃棄物処理法の改正が行われ、水銀汚染物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、下図の条件に該当するものが「水銀含有ばいじん等」として定められました。また、水銀ボタン電池、蛍光灯、水銀血圧計や水銀体温計など、水銀が製品の中に入っているものが新たに水銀使用製品産業廃棄物として分類されました。

これらについては通常の産業廃棄物の措置に加え、新たに以下の措置等が必要となります。

- ① 破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬及び保管すること。
- ② 「水銀含有ばいじん等」又は「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。
- ③ 水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

斜体：例示

水銀回収義務付け対象

赤字：特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

※ 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当する

水銀廃棄物ガイドライン(環境省平成 29 年 6 月)より

2 委託基準（施行令第6条の2、規則第8条の2の8～第8条の4の4）

事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託しようとするときは、次の基準に従い実施してください。

(1) 委託業者

他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれている者に委託すること。

(2) 委託契約

産業廃棄物処理は、書面による委託契約を締結して委託しなければならず、また、委託契約書には、次の事項に関する条項が含まれているとともに、必要な書面を添付することが必要です。

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地
- ③ 処分又は再生を委託するときは、その処理の場所の所在地、その処理の方法及びその処理に係る施設の処理能力
- ④ 最終処分以外の処分を委託するときは、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分に係る施設の処理能力
- ⑤ 委託契約の有効期間
- ⑥ 委託者が収集運搬又は処分の受託者へ支払う料金
- ⑦ 受託者の事業の範囲
- ⑧ 運搬受託者が当該産業廃棄物の積替又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管の上限
- ⑨ 運搬受託者が安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合においては、他の産業廃棄物と混合することの可否に関する事項
- ⑩ 委託者の受託者に対する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供に関する事項
 - ア) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - イ) 安定性・有害性に関する事項
 - ロ) 通常の保管状態の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
 - エ) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ウ) 日本工業規格(JISC0950)に規定する含有マーク[※]が付されているものは、当該含有マークの表示に関する事項
 - カ) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - キ) その他取り扱う際の注意事項

書面による情報提供については、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(環境省平成25年6月)の「廃棄物データシート(WDS)」を参照してください。(様式は52頁参照)

※ 平成17年12月、電気・電子機器における特定の化学物質の含有率が基準値を超えている場合に、その情報を機器本体等に表示する方法を規定した日本工業規格が制定されました。(18年7月施行) 対象製品及び特定化学物質は、次のとおりです。

対象機器：パソコン、エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機

化学物質：鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr⁶⁺)、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

- ⑪ 委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
- ⑫ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- ⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項
- ⑭ 委託契約の区分に応じ、委託契約書に添付すべき書面（許可証の写し等）に関する事項
- ⑮ 受託者が受託業務の全部又は一部を他人に再委託する場合の委託者の書面による承諾に関する事項

処理委託とは？

産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の処理(収集運搬又は処分)を”自己処理の原則”に従って行わなければなりません。適正な処理費用を負担したうえで、適正に処理する能力を持つ他人に処理を委託することも認められています。

ただし、この場合でも自らの産業廃棄物が適正に最終処分されたことを確認する必要があります。

(3) 産業廃棄物の処理を委託する場合の手順

ア 許可内容の確認

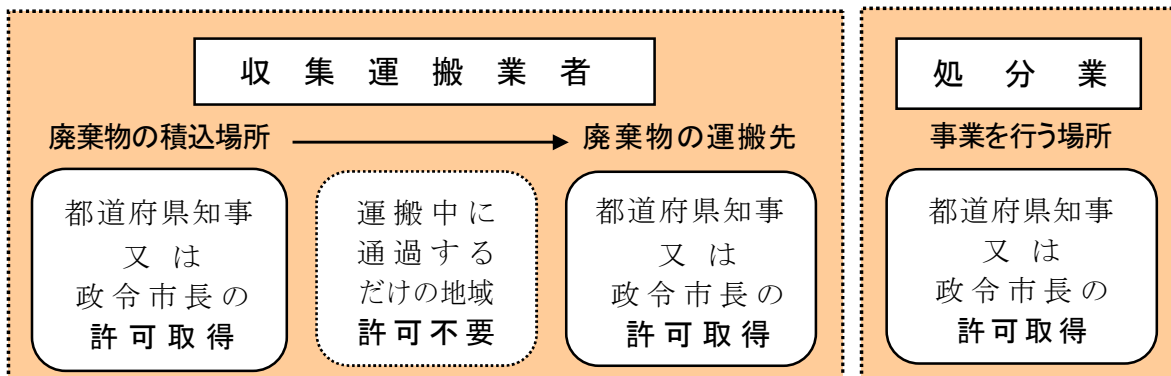
- ① 委託しようとする業者が許可を有しているか確認する。

許可証の提示を求めるか、又は関係都道府県・政令市の産業廃棄物担当部局のホームページ等で許可の有無を確認してください。(許可証の見本：39頁を参照)

尼崎市内で、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合には、尼崎市長の許可を取得している処理業者でなければなりません。

なお、法改正により平成23年4月からは、兵庫県知事の許可を取得している収集運搬業者（尼崎市内で積替え・保管を行うために尼崎市長の許可を取得している者を除く。）にも収集運搬を委託することができるようになりました。

その他の地域も関係する場合には、そこを管轄する都道府県知事（政令市長）の許可も取得していることが必要です。



② 許可の種類が委託内容に合っているか確認する。

産業廃棄物処理業の許可は、その事業の内容によって区分されています。産業廃棄物処理業の許可の種類は、次の表のとおりです。

表－６ 産業廃棄物処理業の許可の種類

産業廃棄物処理業の許可の種類		
収集運搬業	産業廃棄物	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
	特別管理産業廃棄物	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
処分業	産業廃棄物	中間処理業（破碎・焼却等）
		最終処分業（埋立処分等）
	特別管理産業廃棄物	中間処理業（溶融・中和等）
		最終処分業（埋立処分等）

許可業者には、許可証が交付されていますので、その許可証を見て、許可の種類が委託業務の内容に合っているか確認してください。なお、業者と書面により委託契約を結ぶ際は添付書類として許可証の写しが必要です。

③ 事業の範囲が委託内容に合っているか確認する。

許可証には事業の範囲が明示されています。許可証の事業の範囲には、許可を受けている処理業の内容と取り扱える産業廃棄物の種類が記載されています。

委託しようとする廃棄物の収集運搬や処分が事業の範囲に含まれているか、また、処理方法、処理施設の能力等が適切か確認してください。

④ 許可の期限が有効か確認する。

産業廃棄物処理業の許可には、法令に基づき新規及び更新許可日から起算して5年（優良産業廃棄物処理業者の場合は7年）の期限がついています。

イ 能力等の確認

委託しようとしている産業廃棄物を適正に処理することができるか確認する。

収集運搬や処分を実施するために必要な人員・器材(運搬方法等)、中間処理施設、埋立処分場の処理能力、稼働状況、維持管理状況等を現地確認などによりチェックしてください。

ウ 書面による委託契約

収集運搬及び処分の委託契約をそれぞれ書面で行う。

処理を委託する場合には、収集運搬は収集運搬業者と、処分は処分業者とそれぞれ別々に書面で委託契約(2者契約)を行うことが必要です。

従って、3者契約(排出事業者・収集運搬業者・処分業者が一つの契約書で委託契約を行っているもの。)は法の要件を満たしていませんので、改めて別々に2者契約を結び直してください。

契約書には、前記(13頁の2(2)委託契約)を参考にして、必要な事項を明記してください。また、契約書には、許可証の写しを添付しなければなりません。

標準的な契約書の見本を42～54頁に掲載していますので参照してください。

なお、委託契約書は契約終了日から5年間保存することとなっています。

エ 委託処理の実施

産業廃棄物を引き渡し、管理票を交付する。

収集運搬を委託した業者に産業廃棄物を引き渡すと同時に必要事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、控えを5年間、保管してください。

なお、管理票制度(マニフェストシステム)については、17頁を参照してください。

オ 処理の確認・点検

委託業務の各過程が確実に実施されているか確認する。

収集運搬業者及び処分業者から返送されてきたマニフェスト(写し)等により委託業務が適正に実施されているか確認し、マニフェスト(写し)を整理し、5年間保存してください。

平成13年4月から、排出事業者は委託した産業廃棄物が埋立等により最終処分されたことを確認するところまでの義務が拡大されましたので、注意してください。

また、長期にわたり継続的に処理を委託する場合も、委託先において契約どおりに適正な処理がされているか、処分場の残余容量が十分か等について、適宜、排出事業者自らが点検し確認するようにしてください。(法改正により平成23年4月からは排出事業者に対する「処理状況に関する確認」の努力義務が明確化されたことにより、現地確認を年1回程度実施されることを推奨します。)

なお、マニフェスト(写し)が返送される仕組みや返送されなかった場合の措置等については、「マニフェストシステムについて(17~22頁)」を参照してください。

カ 処理実績等の報告

一定量以上の産業廃棄物が発生した事業者(多量排出事業者)などは、法令の規定や行政機関からの求めにより、処理計画等を報告する必要があります。

- 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く) 1,000トン以上
- 特別管理産業廃棄物 50トン以上

委託業者が違法行為をしたとき

産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を受託して実施する場合も産業廃棄物処理基準は適用されます。基準に適合しない廃棄物の処理が行われたため生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる場合には、処理業者だけでなく排出事業者にも、支障を除去するための必要な措置を行うよう命令されることがあります。

従って、委託する排出事業者においても、処理基準を十分に理解し、基準に適合した廃棄物の処理が行われるよう、委託業者の処理をチェックしておくことが大切です。

管理票制度（マニフェストシステム）について

事業所から排出される産業廃棄物は、法律上は20種類ですが、同じ種類の廃棄物でも原材料、製造工程等の違いにより、成分・性状は様々で、その処理の方法も多種多様です。

排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際に、その産業廃棄物がどのような性状を有するのかを十分に把握し、委託業者（収集運搬業の許可を有する者や、処分業の許可を有する者）に正しく伝えること、そして処理終了後は、処理が適正に行われたことを確認することが必要です。この役割を担うのが産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）です。

産業廃棄物管理票制度（以下「マニフェストシステム」という。）とは、排出事業者が産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入して、委託業者（収集運搬業者又は処分業者）に交付し、処理終了後に委託業者（収集運搬業者又は処分業者）から必要事項を記載したマニフェストの写しを受け取ることで、産業廃棄物の処理状況の確認ができる仕組みのことです。

また、紙によるマニフェストシステムの他に、電子情報処理ネットワークを利用した電子マニフェストシステムが使用できるようになっています。

なお、廃棄物処理法の改正により、2020年4月1日からは、前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。以下同じ。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの使用が義務付けられます。

次頁から、マニフェストシステムの仕組みと、その利用方法について説明します。

マニフェストシステムの例外

産業廃棄物の処理を委託する場合には、通常、上記のように管理票を交付しなければなりません。ただし、法の中で交付義務の適用が一部除外されている場合があります。具体的には、

- ① 国、都道府県又は市町村に処理を委託する場合
- ② もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理を業として行う者に、その廃棄物のみの処理を委託する場合などが対象外として定められています。

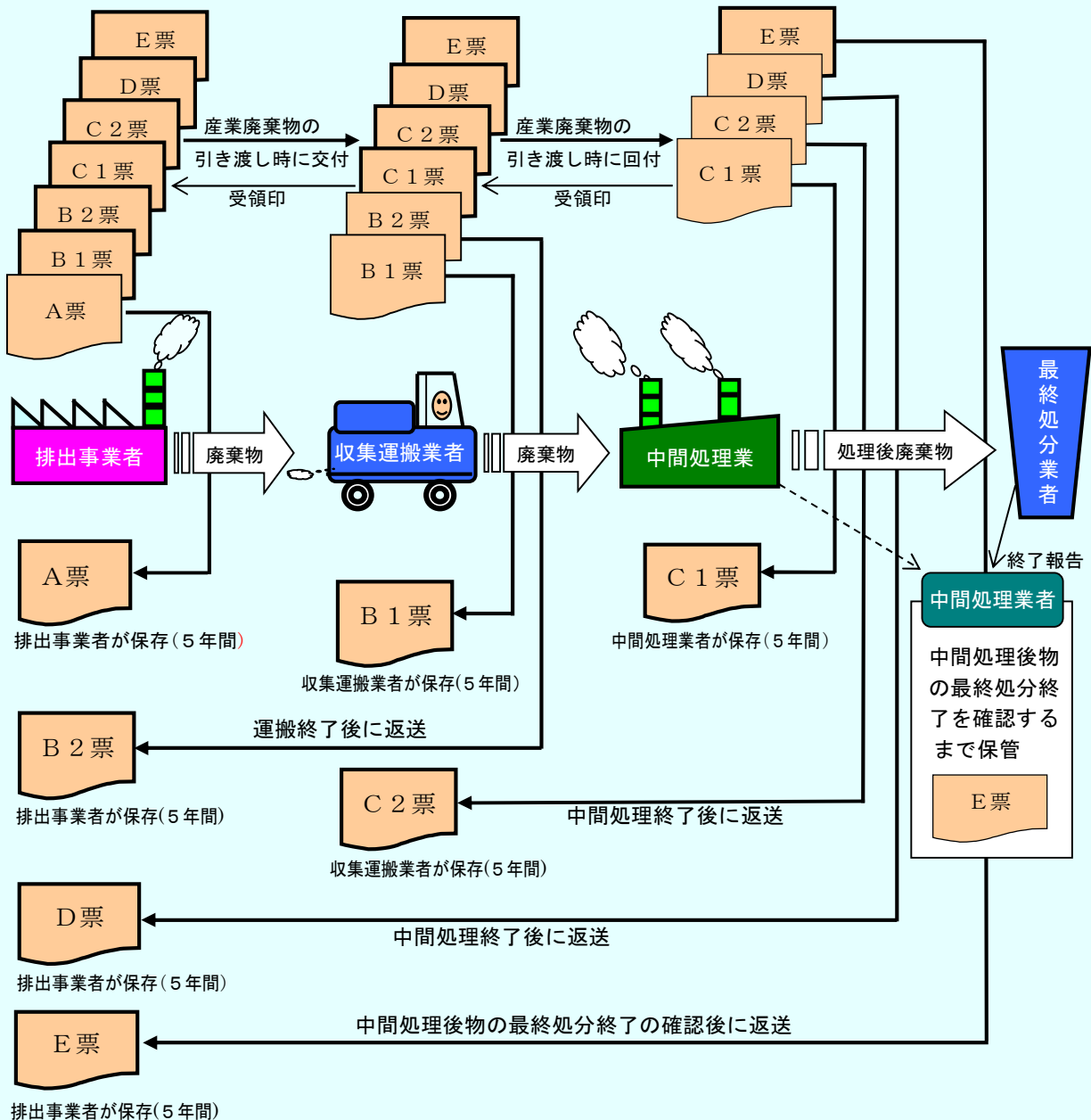
詳しくは、法施行規則第8条の19をお読みください。

管理票（マニフェスト）の流れ

管理票（以下「マニフェスト」という。）は7枚複写（又は8枚の積替え保管用）の票からなっていますが、使い方はとても簡単です。必要事項を記入し、確認することにより、廃棄物の処理が把握できる仕組みになっています。

また、マニフェストは産業廃棄物の種類ごと及び引き渡しごとに交付しなければなりません。

管理票制度（マニフェストシステム）のしくみ



備考1 排出事業者とは、事業活動に伴って産業廃棄物を発生させる事業者のことで。

2 収集運搬業者とは、許可を持って産業廃棄物を運ぶ業者のことで。

3 中間処理業者とは、許可を持って産業廃棄物を焼却・破砕等の中間処理を行う業者のことで。

4 中間処理後の産業廃棄物は、中間処理業者が排出事業者の立場になります。

マニフェストの使い方

廃棄物の処理の手順に従ってマニフェストの使い方を説明します。

1 産業廃棄物を引き渡す時

- (1) 排出事業者は、7枚複写のマニフェストに必要事項を記載し、署名します。
- (2) 排出事業者は、廃棄物の引渡し時に収集運搬業者に7枚のマニフェストを交付します。
- (3) 排出事業者は、交付したマニフェストの控えとして収集運搬業者の署名又は捺印したA票を受け取ります。
- (4) 排出事業者は、A票を5年間保存します。

2 運搬が終了した時

- (5) 収集運搬業者は、必要事項を記載し、処分業者に産業廃棄物とともにマニフェストを渡します。
- (6) 収集運搬業者は、処分業者に産業廃棄物を引き渡した確認として、処分業者の署名又は押印したB1票とB2票を受け取ります。
- (7) 収集運搬業者は、B1票を5年間保存します。
- (8) 収集運搬業者は、B2票を排出事業者へ運搬終了後10日以内に送付します。
- (9) 排出事業者は、B2票の内容を確認後、受け取った日付を記入し、5年間保存します。
- (10) 排出事業者は、引き渡し後90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内にB2票が送付されてこなければ、自ら調査し、状況を確認したうえで、措置内容等報告書（57～58頁）により、状況等を市長へ報告します。

ケース1（処分を中間処理業者に委託している場合）

3 処分が終了した時

- (1) 処分業者は、必要事項を記載し、C2票を収集運搬業者へ、D票を排出事業者へ処分終了後10日以内に送付します。
- (2) 収集運搬業者は、C2票の内容を確認後、受け取った日付を記入し、5年間保存します。
- (3) 排出事業者は、A票、B2票、D票を照らし合わせ、運搬及び処分が終了したことを確認します。
- (4) 排出事業者は、D票に受け取った日付を記入し、5年間保存します。
- (5) 排出事業者は、引き渡し後90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内にD票が送付されてこなければ、自ら調査し、状況を確認したうえで、措置内容等報告書（57～58頁）により、状況等を市長へ報告します。
- (6) 処分業者は、中間処理により生じた中間処理産業廃棄物（例：焼却処理後の燃え殻・ばいじん、破砕処理後の廃プラ類・がれき類等）を、最終処分業者等に新たに7枚複写のマニフェストを交付し、委託します。
- (7) 処分業者は、全ての委託先から最終処分を終了した旨が記載されたE票（処分業者が交付したもの）の送付を受けた後、E票（排出事業者が交付したもの）に必要事項を記載し、10日以内に排出事業者へ送付します。
- (8) 排出事業者は、A票、B2票、D票、E票を照らし合わせ、最終処分が終了したことを確認します。

- (9) 排出事業者は、E票に受け取った日付を記入し、5年間保存します。
- (10) 排出事業者は、引き渡し後180日(特別管理産業廃棄物も180日)以内にE票が送付されてこなければ、自ら調査し、状況を確認したうえで、措置内容等報告書(57～58頁)により、状況等を市長へ報告します。

※ ケース2 (処分を最終処分業者に委託している場合)

4 処分が終了した時

- (1) 処分業者は、最終処分の終了等必要事項を記載し、C2票を収集運搬業者へ、D票・E票を排出事業者へ処分終了後10日以内に送付します。
- (2) 収集運搬業者は、C2票の内容を確認後、受け取った日付を記入し、5年間保存します。
- (3) 排出事業者は、A票、B2票、D票、E票を照らし合わせ、運搬及び処分が終了したことを確認します。
- (4) 排出事業者は、D票・E票に受け取った日付を記入し、5年間保存します。
- (5) 排出事業者は、引き渡し後90日(特別管理産業廃棄物は60日)以内にD票・E票が送付されてこなければ、自ら調査し、状況を確認したうえで、措置内容等報告書(57～58頁)により、状況等を市長へ報告します。

※の最終処分とは、埋立処分及び海洋投入処分のみを指すのではなく、当該産業廃棄物を中間処理することによって発生する処理後物の全てが有価物として再生利用される(産業廃棄物でなくなるまで)場合を含みますので、注意してください。

(6) 年度が終了した時

排出事業者は、法第12条の3第7項に基づき、前年度のマニフェストの交付状況を整理・集計し、産業廃棄物管理票交付等状況報告書(59頁)により、6月30日までに市長へ報告します。(ただし電子マニフェストをご使用された分についての報告は不要です。)

5 マニフェストの入手方法と書き方

マニフェストは、法で様式が定められていますが、産業廃棄物全般に対応したものや特定の産業廃棄物に対応したものなどを業界団体等が発行しています。(市役所では販売していません。)

一例として、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が発行しているマニフェストの入手方法を下記に、記入例(廃プラスチック類の処理委託例)を次頁に示します。

管理票(マニフェスト)の入手方法

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会 阪神支部で頒布(有償)しています。
〒660-0051 尼崎市東七松町1-15-21 岡本ビル 2階
TEL 06-6489-1654 (御来所前に必ずお電話ください)

また、建設系廃棄物のマニフェストは兵庫県建設業協会 尼崎支部で頒布(有償)しています。
〒660-0051 尼崎市東七松町1-13-13 尼崎建設事業協同組合 2階
TEL 06-6482-0327

管理票(マニフェスト)の記入例

管理票(マニフェスト) A票

交付年月日 平成31年3月10日 交付番号 02006012345 整理番号 1 交付担当者 環 虎太郎

排出事業者 〇〇工業(株) 住所 〒660-8051 電話番号 06-6489-6310 所在地 〒661-4567 電話番号 06-6489-6300

事業場 〇〇工業(株) 尼崎工場 所在地 〒661-4567 電話番号 06-6489-6300

種類(普通産業廃棄物)

<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)
<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)
<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)
<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)
<input type="checkbox"/> 0770 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水	
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい	

種類(特別管理産業廃棄物)

<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)
<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)
<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)
<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)
<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)
<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等
<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	
<input type="checkbox"/> 7422 指定下水	
<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい	

数量(及び単位) 2.5 t 荷姿 パラ

産業廃棄物の名称 梱包廃材

有害物質等 有害物質等

処分方法 焼却

特別管理産業廃棄物はこちらの種類欄にチェックを入れる。

特別管理産業廃棄物の性状や有害性を具体的に記入する。

廃棄物の運搬や処分の際に注意すべき事項等を具体的に記入する。

委託した廃棄物が最終処分(埋立・再生等)される場所の種類・所在地等を記入する。

委託する産業廃棄物の種類にチェックを入れる。

排出事業者の名称・住所等を記入する。

あらかじめ印刷してある。

管理票は産業廃棄物の種類ごとに交付する。

チェックディジット(コンピュータへの入力等のエラーチェックに利用)

自社での整理用を利用する。

交付担当者の氏名を記入し、捺印する。

廃棄物を排出した事業場の名称・所在地等を記入する。

委託する産業廃棄物の重量又は容量を記入する。

排出事業者控

中間処理産業廃棄物

<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり	中間処理業者が中間処理産業廃棄物を処理委託するときに記入する欄です。(元の排出者に関する情報を記入し、廃棄物の流れを管理します。)
<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり	
<input checked="" type="checkbox"/> 当欄記載のとおり	

最終処分場所 〇〇環境整備センター▽▽埋立処分場 住所 〒661-0000 電話番号 06-0000-0000

運搬受託者 〇〇環境運輸 住所 〒661-0000 電話番号 06-6000-0000

処分受託者 〇〇産廃処理(株) 住所 〒600-0000 電話番号 0700-000-0000

運搬の受託 (受託者の氏名又は名称) 〇〇産廃処理(株) (運搬担当者の氏名) 〇〇環境運輸

処分の受託 (受託者の氏名又は名称) 〇〇産廃処理(株) (処分担当者の氏名) 〇〇産廃処理(株)

最終処分を行った場所 (直行用) 〇〇環境整備センター▽▽埋立処分場

照合確認 B2票 平成 年 月 日 D票 平成 年 月 日 E票 平成 年 月 日

行元:公益社団法人 全国産業資源循環連合会

運搬先事業場(処分業者)の担当者が産業廃棄物を受託した際、会社名と担当者名を記入し、捺印する。(B1票から記載されている。)

処分業者が受託した産業廃棄物の最終処分(埋立・有価物化等)を確認後、その場所の名称・所在地等を記入する。(E票に記載されている。)

運搬業者が産業廃棄物の運搬を終了した日付を記入する。(B1票から記載されている。)

処分業者が産業廃棄物の処分を終了した日付を記入する。(C1票から記載されている。)

処分業者が受託した産業廃棄物の最終処分(埋立・有価物化等)を確認後、最終処分された日付を記入する。(E票に記載されている。)

B2票・D票・E票が返送されてきた段階で、内容を確認し、日付を記入する。

6 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

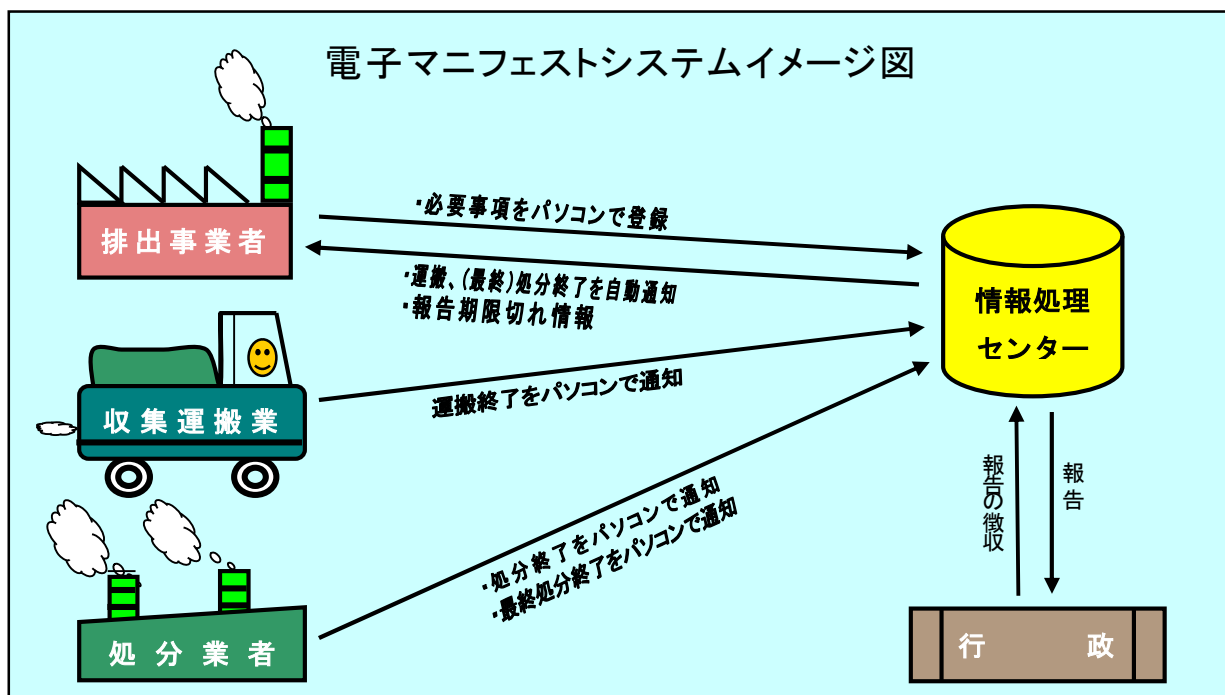
産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む)は、廃棄物処理法第12条の3第7項に基づき、事業場ごとに、その年の6月30日までに、前年度1年間において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況(廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等)を市長に提出しなければなりません。(様式第3号、59頁参照)

電子マニフェストについて

電子マニフェストとは？

電子マニフェストとは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入している必要があります。



電子マニフェストの特徴

- 1 事務処理の効率化（パターン登録による入力の手軽化、マニフェストの5年間保存が不要）
- 2 法令の遵守（マニフェストの記載漏れがない、処理終了確認期限が近づくと注意喚起）
- 3 データの透明性（情報処理センターによるデータの管理・保存、変更取消等の履歴をシステム管理）

* 電子マニフェスト利用者は、法第12条の3第7項に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告を行う必要はありません。

電子マニフェストの加入手続き

加入手続きは、直接、情報処理センター若しくは最寄の産業廃棄物協会に申し込んでください。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター・情報処理センター

TEL 03-5275-7023 / FAX 03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会

TEL 078-381-7464 / FAX 078-381-7350

3 産業廃棄物の処理基準

事業活動に伴って発生した産業廃棄物を自ら処理する場合は、以下の産業廃棄物処理基準に従って処理しなければなりません。

なお、平成17年4月1日から運搬車を用いて産業廃棄物を収集運搬する場合には、車両に表示、書面の備え付けが義務づけられました。

(1) 収集運搬の基準（施行令第6条第1項第1号）

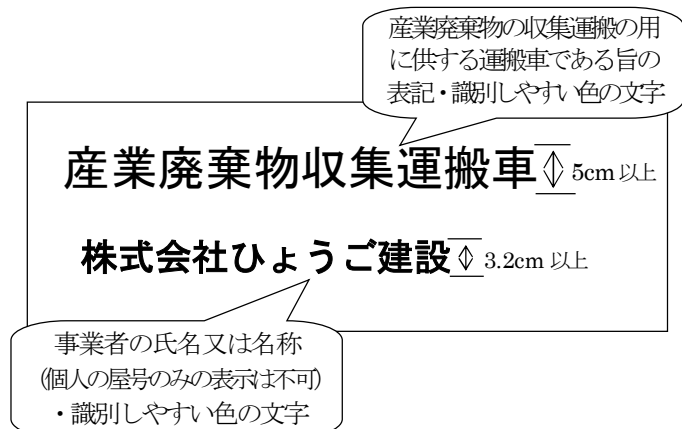
ア 収集、運搬を行う車両には、次の事項を車体の両側面に鮮明に表示すること。

- ① 産業廃棄物の収集、運搬の用に供する運搬車である旨の表示を行うこと。
- ② 事業者の氏名又は名称の表示を行うこと。

なお、収集運搬の許可業者にあつては、上記のほか統一許可番号(下6桁)を表示すること。

自己運搬の場合の表示例

- ・車両の両側面に表示が必要
- ・マグネットシートや左右が違う位置の掲示でも可能
- ・「特別管理」の文字は入れなくても可能



イ 収集、運搬を行う車両には、次の事項を記載した書面を備え付けること。

- ① 事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ③ 産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ④ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

※ これらの書面に代えてマニフェストを使用することも可能です。

なお、収集運搬の許可業者にあつては、マニフェスト及び許可証の写しを備え付けること。

ウ 収集、運搬は次のように行うこと。

- ① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないよう必要な措置を講じること。
- ③ 収集、運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないよう必要な措置を講じること。
- ④ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

エ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集、運搬を行う場合は、破碎することのないような方法により、かつ、その他のものと混合するおそれのないように他の物と区分して、収集、運搬を行うこと。

オ 産業廃棄物の積替えを行う場合は、産業廃棄物の保管基準（11頁を参照）に準じて行うこと。

カ 産業廃棄物の収集運搬途上の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行えません。

- ① 積替えを行った後の運搬先があらかじめ定められていること。
- ② 搬入された産業廃棄物の量が、平均搬出量の7日分を超えないこと。
- ③ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(2) 中間処理の基準（再生を含む。）（施行令第6条第1項第2号）

ア 中間処理は次のように行うこと。

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないよう必要な措置を講じること。

イ 中間処理のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講じること。

ウ 産業廃棄物を焼却する場合は、焼却設備を用いて行うこと。（焼却処理の基準を参照のこと）

エ 保管を行う場合は、産業廃棄物の保管基準に準じて行なうこと。

オ 保管を行う場合は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分を行うためやむを得ないと認められる期間を超えて行ってはいけません。

カ 処理施設での保管容量は、通常の操業状態で処理能力の14日分（再利用のコンクリート片（石綿含有産業廃棄物を除く）は28日分・アスファルト片は70日分）を超えないようにすること。

キ 石綿含有産業廃棄物の処分・再生を行う場合は環境大臣が定める方法により熔融・無害化処理を行うこと。破碎処理等については原則禁止（ただし、熔融又は無害化処理の前処理として行う場合は除く。）。

ク 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分・再生を行う場合は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

ケ 水銀回収が義務付けられているものの処分・再生を行う場合は、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

◎焼却処理の基準（施行令第3条第2号イ・施行令第6条第1項第2号イ）

平成13年3月に廃棄物処理法施行規則が改正され、廃棄物を焼却する焼却設備の構造に関する基準が強化されました。また、平成16年10月に基準の一部が改正されました。

1 産業廃棄物を焼却する焼却設備の構造（規則第1条の7）

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が**摂氏800度**以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
なお、廃棄物を1回の投入で燃やし切る方式の焼却設備にあっては、必ずしも必要ありません。
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

なお、一つのバーナーで着火装置及び助燃装置の役割を果たす場合については、必ずしも、新たな助燃バーナーは必要ありません。

2 産業廃棄物の焼却設備を用いる場合の焼却の方法（平成9年環境省告示178号）

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- (2) 煙突の先端から火炎又黒煙が排出されないように焼却すること。（煙が見えない程度を示します。）
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

なお、上記焼却設備を用いて焼却する場合であっても、焼却設備には排ガス処理設備などの公害防止機器を設置し、適切に維持管理を行う必要があります。

特に、焼却設備の大きさや能力によっては、廃棄物処理法、ダイオキシン対策特別措置法、大気汚染防止法などの法令に基づく設置の許可や届出が必要となる場合がありますので、注意してください。

<焼却禁止規定>（平成13年4月1日施行）

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科

◎ 法第16条の2では、

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

また、平成15年7月から罰則の強化により不法焼却の未遂行為についても同様に罰せられることになりました。

更に、平成16年5月から**5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科**に引き上げられました。（法第25条第1項第15号）

- 1 産業廃棄物処理基準等に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
（例）家畜伝染病予防法、森林病虫害等防除法に基づく焼却など
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令第14条で定めるもの
 - (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）河川管理のための草木等の焼却、海岸管理のための漂着物の焼却など
 - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
（例）凍結防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却など
 - (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）どんと焼き等の地域行事における門松、しめ縄等の焼却など
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例）農業者が行なう稲わらなどの焼却、林業者が行なう枝上などの焼却など
 - (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例）たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

注意：焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却であっても、**処理基準を遵守しない焼却は、改善命令等の行政処分及び行政指導の対象になります。**

処理基準に合わない廃棄物の焼却は法律で禁止されています

次のような焼却行為は、近隣の生活環境を悪化させ、ダイオキシンなどの有害物質が発生する原因にもなります。

- 作業場、建設解体現場で、木片・廃プラスチック・梱包資材をドラム缶等で焼却すること。
- 工場、事務所で、包装資材・厨芥類・事務所ごみを簡易焼却炉で焼却すること。

(3) 埋立処分の基準（施行令第6条第1項第3号）

埋立処分は次の基準に従い行わなければなりません。

表－5 無害な産業廃棄物の埋立処分の基準等

埋立処分基準			
共通基準	1 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにするとともに悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないよう必要な措置を講じること。		
	2 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講じること。		
	3 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。		
	4 埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように表面を土砂で覆うこと。		
	5 地中にある空間を利用して、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分をしてはならない。		
	6 安定型埋立処分場では、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれのないよう受入展開検査等の必要な措置を講じること。		
	7 周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の埋立処分の場所（有害な産業廃棄物の処分場である場合はその旨）であることの表示がされている場所で行うこと。		
	8 埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講じること。		
個別基準	廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
	ゴミくず	次のいずれかによること。	管理型
		1 焼却施設により焼却すること。→ 燃え殻等の埋立基準 2 最大径おおむね15cm以下に破碎、切断すること。	
	廃プラスチック類	次のいずれかによること。（石綿含有産業廃棄物を除く。）	安定型
		1 中空でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎、切断、若しくは熔融設備を用いて熔融加工すること。 2 焼却施設により焼却すること。→ 燃え殻等の埋立基準	
		次のものは、安定型産業廃棄物から除く	管理型
		① 自動車等破碎物、電気機械器具又はこれらのものの一部の破碎に伴って生じたもの（以下「自動車等破碎物」という。） ② 廃プリント廃線板のうち鉛はんだを使用したもの ③ 有害物質又は有機性物質が付着した容器又は包装の不要物 ④ 水銀使用製品産業廃棄物	
	金属くず	定められていない。	安定型
		次のものは、安定型産業廃棄物から除く	管理型
		① 自動車等破碎物 ② 廃プリント廃線板で鉛はんだを使用したもの ③ 鉛蓄電池の電極であって不要物 ④ 鉛製の管又は板であって不要物 ⑤ 有害物質又は有機性物質が付着した容器又は包装の不要物 ⑥ 水銀使用製品産業廃棄物	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	定められていない。	安定型
		次のものは、安定型産業廃棄物から除く	管理型
	① 自動車等破碎物 ② 廃ブラウン管（側面部に限る。） ③ 廃石膏ボード ④ 有害物質又は有機性物質が付着した容器又は包装の不要物 ⑤ 水銀使用製品産業廃棄物		

個 別 基 準	が れ き 類	次のいずれかによること。(平成10年環境省告示34号) 1 アスファルト・コンクリート等の安定型産業廃棄物と紙くず・木くずその他安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、埋立処分まで他の廃棄物を混入し、又は付着させないこと。 2 建設系混合廃棄物は、安定型産業廃棄物とその他の廃棄物に選別(熱しゃく減量5%以下にする。)し、埋立処分まで他の廃棄物を混入し、又は付着させないこと。	安定型
	廃 油	廃油(タールピッチ類を除く) → 焼却設備により焼却すること。 注: 低引火点廃油及び塩素系等廃油は特別管理産業廃棄物の処理基準	管理型
	汚 泥	1 陸上埋立処分 (1) 焼却設備により焼却し、熱分解設備により熱分解し、又は含水率85%以下にすること。 (2) 有機性の汚泥は腐敗物を含む廃棄物の処分基準に従うこと。 2 水面埋立処分 有機性の汚泥は焼却設備により焼却し、又は熱分解設備により熱分解すること。 注: 有害判定基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物の処理基準	
	燃 え 殻 ば い じ ん 及び上記処理物	1 大気中に飛散しないように、水分添加、固型化、梱包等必要な措置を講じること。 2 埋立地外に飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講じること。 注: 有害判定基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物の処理基準	
	鉍 さ い	定められていない。 注: 有害判定基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物の処理基準	
	紙 く ず 木 く ず 繊 維 く ず	定められていない。 注: PCB汚染物は特別管理産業廃棄物の処理基準	
	有機性の汚泥 動植物性残渣 動物系固形不要物 動物のふん尿 動物の死体	(腐敗物を含む産業廃棄物) 腐敗物を含むものは、一層の厚さは3m以下(腐敗物40%以上は50cm以下)とし、一層毎に50cmの覆土をして埋立を行うこと。 ただし、熱しゃく減量15%以下及びコンクリート固型化物を除く。	
感染性産業廃棄物を環境大臣が定める方法により処分又は再生したことにより生じた廃棄物	焼却、溶融加工、滅菌又は消毒したことにより生じた廃棄物 1 感染性がないよう焼却、溶融加工、滅菌又は消毒されていること。 2 液状のものについては埋立処分を行ってはならない。 3 泥状のものについては含水率85%以下にすること。		
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物を環境大臣が定める方法により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物	1 廃PCB等 PCBを分解したことにより生じた廃棄物 ・分解されたものについては、PCBが分解されていること。 ・液状のものについては、埋立処分を行ってはならない。 ・泥状のものについては、PCBが溶出しないよう十分に処理し、かつ、含水率85%以下にすること。 2 PCB汚染物 ・固形状のものについては、PCBが除去されていること。 ・廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ・液状のもの(廃油を除く)については、埋立処分を行ってはならない。 ・泥状のものについては、PCBが溶出しないよう処理し、かつ、含水率85%以下にすること。 3 PCB処理物 ・脱塩素化反応、水熱酸化反応、熱化学反応又は光化学反応等により分解されたものについては、PCBが分解されていること。 ・以下、PCB汚染物と同じ。		

	<p>廃石綿等を環境大臣が定める方法により処分又は再生したことにより生じた廃棄物</p>	<p>溶融に伴って生じた産業廃棄物及び溶融処理したことにより生じたばいじんを溶融処理し生成したもの(いずれも鉱さいであるものに限る。)で、基準に適合したもの</p>	<p>安定型</p>
個別基準	<p>石綿含有産業廃棄物</p>	<p>1 一定の場所において、かつ、分散しないように行うこと。 2 埋立地外に飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講じること。</p>	<p>安定型</p>
	<p>特別管理産業廃棄物と同じ性状を有するもの</p>	<p>有害な特別管理産業廃棄物の埋立基準の例によること。 (※ 燃え殻、汚泥、ばいじん又はこれらを処分するために処理したもの)</p>	
	<p>廃酸 廃アルカリ</p>	<p>埋立処分を行ってはならない</p>	<p>×</p>

(4) その他各種基準

ア 環境大臣が定める有害な廃棄物の固型化に関する基準は、次のとおりとする。
(昭和52年3月14日環境庁告示第5号)

表—6 金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準

基準 処理方法	共通基準	結合材の 配合量	体積と 表面積 との比	最大寸法 と最小寸 法との比	最少寸法 (cm)	一 軸 圧縮強度
埋立処分	1 結合材は、水硬性セメントとする。 2 廃棄物と結合材を均等に練り混ぜる。	固型化物 1 m ³ に対し 150 kg以上	1 以上	2 以下	5 以上	0.98 メガパスカル 以上

備考 この基準に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

イ 法律施行令第6条第1項第4号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準及び環境大臣が定める検定方法は、次のとおりとする。
(昭和51年2月26日総理府令第5号)

表—7 油分を含む産業廃棄物に係る判定基準

適用する産業廃棄物	判定試験による濃度基準 (注)	共通基準
汚泥	検液 1%につき油分 15 mg以下	海洋投入処分により、視認できる油膜が海面に生じないものであること。
廃酸・廃アルカリ	試料 1%につき油分 15 mg以下	
動植物性残さ物	-----	
家畜ふん尿	-----	

環境大臣が定める検定方法

汚泥については「溶出試験」、廃酸・廃アルカリについては「含有試験」であり、検定方法は「施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」(昭和51年2月27日環境庁告示第3号)による。

ウ 油分を含む泥状物の取り扱い及び埋立処分基準は、次のとおりとする。
(昭和51年11月18日環境庁通知)

表—8 油分を含む泥状物の取り扱い

産業廃棄物の種類	含有試験による濃度基準	埋立処分の方法
汚泥と廃油の混合物	油分がおおむね5%以上	あらかじめ、焼却設備を用いて焼却のこと。
汚泥 (油分を含む汚泥)	油分がおおむね5%未満	1 覆土を十分に行う等、悪臭防止対策に努めること。 2 汚泥の性状及び埋立地の構造(浸出液の油分離施設の設置の有無等)からみて、油分を含む浸出液により、環境が汚染されるおそれがある場合においては、あらかじめ、焼却等の処理を行うこと。

IV 産業廃棄物処理実施計画の策定

1 多量排出事業者に係る処理計画の策定義務等

多量に産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対しては、これまで県下の自治体で要綱を策定し、要綱に基づき減量化、再生利用に取り組んでいただき、産業廃棄物に関する処理計画の提出や実施状況の報告を求めてきました。

さらに、平成13年度からは、廃棄物処理法の改正により、一定量以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を排出する事業者について、処理計画の提出及び報告が義務付けられました。

その概要は次のような内容となっていますので、対象となる事業者は必ず計画を策定し、提出してください。

多量排出事業者に係る処理計画策定義務について

1 多量排出事業者の範囲

(1) 産業廃棄物

前年度の発生量(特別管理産業廃棄物を除く)が1,000トン以上である事業場を設置している事業者

(2) 特別管理産業廃棄物

前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者

※ 発生量は、焼却や脱水等の中間処理を行う前の量をいいます。

2 提出内容等

(1) 処理計画の提出

処理にかかる管理体制、廃棄物の排出の抑制、再生利用・処理に関する事項を定め、提出します。

(2) 実施状況の報告

事業者は、作成した処理計画の実施状況を報告しなければなりません。

3 提出先等

(1) 提出先 尼崎市役所（尼崎市長あて）

(2) 提出期限 毎年6月30日まで

4 処理計画等の公表

尼崎市長は、提出された処理計画及び実施状況報告の内容を、速やかに、インターネットの利用により、公表することになります。

2 処理計画の策定及び実施

廃棄物の減量・リサイクルへの取組みは、これからの事業活動を安定的に継続していくうえで重要な課題の一つとなっています。

そのためには、事業所としての基本方針や明確な目標を定め、計画的に実施していくことが必要です。

以下に示す手順に沿って処理計画を策定したうえ、その計画に従い実施し、必要に応じて計画の見直しを行ってください。

(1) 処理計画の策定

法第12条第9項又は第12条の2第10項の規定に基づき、次に定める事項について、様式第2号の8及び様式第2号の13による計画書を当該年度の6月

30日までに提出する必要があります。

様式に定める記入項目は、次のようなものです。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 計画期間

計画期間について、法令に定めはないため、4月から翌年3月までの単年度を期間とすることや、中長期的な視野に立った処理計画を策定するために複数年度を期間とすることが考えられます。

- 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
 - ・ 事業の種類
 - ・ 事業の規模
 - ・ 従業員数
 - ・ 産業廃棄物の一連の処理の工程
- 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 管理体制図
 - ・ その他管理体制の全容が分かるもの
- 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ・ 現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の排出量）
 - ・ これまでに排出抑制のために実施した取組
 - ・ 計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の排出量）
 - ・ 今後実施予定の排出抑制のための取組
- 産業廃棄物の分別に関する事項
 - ・ 現状（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 - ・ 計画（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
- 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ・ 現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら再生利用を行った産業廃棄物の量）
 - ・ これまでに自ら行った再生利用量の増加のために実施した取組
 - ・ 計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら再生利用を行う産業廃棄物の量）
 - ・ 今後実施予定の自ら行う再生利用量の増加のための取組
- 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
 - ・ 現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理し減量した産業廃棄物の量）
 - ・ これまでに自ら行った中間処理に関して実施した取組
 - ・ 計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら熱回収を行う産業廃棄物の量及び自ら中間処理し減量する産業廃棄物の量）
 - ・ 今後実施予定の自ら行う中間処理に関する取組
- 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分（※）に関する事項
 - ・ 現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の自ら埋立処分を行った産業廃棄物の量）
 - ・ これまでに自ら行った埋立処分に関して実施した取組
 - ・ 計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の自ら埋立処分を行う産業廃棄物の量）

- ・ 今後実施予定の自ら行う埋立処分に関する取組
- (※) 特別管理産業廃棄物については、海洋投入処分が禁止されています。
- 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
 - ・ 現状（前年度の産業廃棄物の種類毎の処理委託を行った産業廃棄物の量）
 - ・ これまでに処理委託に関して実施した取組
 - ・ 計画（当該年度の産業廃棄物の種類毎の処理委託を行う産業廃棄物の量）
 - ・ 今後実施予定の処理委託に関する取組
- 電子情報処理組織の使用に関する事項(特別管理産業廃棄物多量排出事業者に限る。)

(2) 実施計画の実行及び見直し

実施計画策定後、計画に沿って実行し、次のような手順で適宜チェックするとともに、社会情勢の変化等に応じ計画の見直しを行う。

ア 実施状況を継続的に調査・管理する部署を定めるなど事業所内の管理体制や管理システムを確立する。

イ チェックマニュアル等を策定し、実施状況を定期的にチェックする。

ウ 一定期間ごとに実施状況を集約し、課題の抽出や対応策の検討を行い、必要に応じ処理計画の見直しを行う。

(3) 実施状況の報告（規則第8条の4の6、7）

事業者は、作成した処理計画の実施の状況について、尼崎市長に報告しなければなりません。また、市長は、提出された報告の内容を、速やかに、インターネットの利用により、公表することになります。

- 提出期限 翌年度 6月30日

廃棄物を減らし、環境にやさしい事業活動を

- 廃棄物は処理業者に任せっきりになっていませんか？
- 製造工程など全体の工程を見直して、
廃棄物の発生を減らすことはできませんか？
- まだまだ再利用できるものはありますか？
- 事業所内に管理体制やチェック機能ができていますか？

V 立入検査・行政処分・罰則等

1 報告の徴収、立入検査（法第18条、19条）

- (1) 市長は、事業者、処理業者、廃棄物処理施設の設置者又は管理者その他の関係者に対し廃棄物の処理若しくは廃棄物処理施設等に関し必要な報告を求めることができます。
- (2) 市長は、職員に事業者、処理業者その他の関係者の事務所、事業場、廃棄物処理施設のある土地・建物等に立ち入り、廃棄物の処理もしくは廃棄物処理施設等に関して、帳簿書類、その他の物件を検査させることができます。

また、必要な限度において廃棄物の試料を収去(サンプリング)することができます。

※ 平成15年の法改正により、廃棄物の疑いのある物の処理について、これらを業とする者の事務所、事業場に立ち入り、帳簿書類等を検査し、又は報告を求めることができます。

2 行政処分

(1) 改善命令（法第19条の3）

市長は、次の場合、事業者・処理業者に対し、期限を定めて産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む、以下同じ）の保管、収集運搬、処分の方法の変更その他必要な措置を講じるよう命じることができます。

- ア 産業廃棄物の保管が、産業廃棄物保管基準（11頁参照）に適合していないと認める場合
- イ 産業廃棄物の収集運搬・処分が、産業廃棄物処理基準（23頁参照）に適合していないと認める場合

(2) 措置命令（法第19条の5、19条の6）

市長は、産業廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われ、生活環境保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、次の者に対し、期限を定めて、支障の除去又は発生防止のための必要な措置を講じるよう命じることができます。

- ア 当該処分を行った者
- イ 事業者の委託基準（13頁参照）に違反する委託をした者
- ウ 管理票(マニフェスト)に係る義務に違反(不交付、虚偽記載、未記載、不送付、不回付、未保存等)した者
- エ 前記三者が建設工事の下請負人である場合の元請業者
- オ 前記四者に対して同様の行為をすることを要求等した者や助けた者
- カ 処分業者等が資力等の事情から措置を講ずることが困難であるとき、排出事業者等が適正な対価を負担していなかったときや基準に適合しない処分が行われることを知っていたとき、又は知ることができたときなどの排出事業者等

(3) 産業廃棄物処理施設の使用停止等・許可の取消し（法第15条の2の7、15条の3）

- ① 市長は、次のときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて施設の改善を命じ、又は期間を定めて使用停止を命じることができます。
 - ア 構造基準、維持管理基準、申請書の設置計画及び維持管理計画に適合していないと認めるとき。
 - イ 施設の設置者の能力が基準に適合していないと認めるとき。
 - ウ 施設の設置者が廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反する行為をしたとき。
 - エ 施設の設置者が他人に対して違反行為を要求するなどし、若しくは他人が違反

行為をすることを助けたとき。

オ 施設の設置者が施設許可に付された条件に違反したとき。

② 市長は、次のときは、産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消さなければなりません。

ア 施設の設置者が設置の許可に係る欠格条項に該当するに至ったとき。

イ ①のウ若しくはエに該当し、情状が特に重いとき、又は①の改善命令、使用停止命令に違反したとき。

ウ 不正の手段により許可又は変更許可を受けたとき。

②の2 市長は、次のときは、産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消すことができます。

ア ①のア、イ又はオに該当するとき。

イ 特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金を積立てしていないとき。

(4) 営業の停止・許可の取消し(法第14条の3、法第14条の3の2、法第14条の6)

① 市長は、次のときは、産業廃棄物処理業者に期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じることができます。

ア 廃棄物処理法若しくは同法に基づく処分に違反する行為をしたとき。

イ 他人に対して違反行為を要求するなどし、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

ウ 事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。

エ 処理業の許可に付された条件に違反したとき。

② 市長は、次のときは、産業廃棄物処理業者に係る許可を取り消さなければなりません。

ア 処理業者が許可に係る欠格条項に該当するに至ったとき。

イ ①のア若しくはイに該当し、情状が特に重いとき、又は①の事業停止命令に違反したとき。

ウ 不正の手段により許可又は変更許可を受けたとき。

②の2 市長は、次のときは、産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消すことができます。

ア ①のウ又はエに該当するとき。

3 罰 則(法第25条~第34条)

(1) 次表のとおり、違反の内容に応じ罰則が定められています。(抜粋)

罰区分 A: 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

B: 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

C: 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科

D: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

E: 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

F: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

G: 30万円以下の罰金

H: 20万円以下の過料

I: 10万円以下の過料

(2) 法人等両罰規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人等がその法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者の他、その法人や人にも次のような罰金を科すこととなります。

- ① 廃棄物の不法投棄、不法焼却、無許可及び許可の不正取得、廃棄物の無確認輸出の罰則は、
3億円以下の罰金
- ② 情報処理センター、廃棄物処理センター以外の罰則は、各違反の罰金

① 事業者、処理業者に係るもの

違 反 内 容		罰区分
措置命令違反	措置命令に違反した者	A
投棄禁止違反	廃棄物を捨てた者(未遂含む)	A
焼却禁止違反	廃棄物処理基準に違反した廃棄物の焼却を行った者(未遂含む)	A
指定有害物質 処理基準違反	基準に従わず指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者	A
輸出確認違反	環境大臣の確認を受けずに廃棄物を輸出した者(未遂含む)	A
無許可輸入・ 輸入許可条件違反	環境大臣の許可を受けずに廃棄物を輸入した者、又は輸入許可条件に違反した者	B
改善命令違反	改善命令に違反した者	B
不法投棄、不法焼却 目的運搬違反	廃棄物を捨てる目的又は又は焼却する目的で運搬した者	B
廃棄物輸出予備罪	環境大臣の確認を受けずに廃棄物を輸出する目的で収集又は運搬をした者	C
土地形質 変更命令違反	土地の形質の変更命令に違反した者	E
土地形質 措置命令違反	土地の形質の変更に関する措置命令に違反した者	E
土地形質 届出義務違反	土地の形質の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	F
帳簿備え付け 保存等義務違反	廃棄物を発生する事業者及び廃棄物処理業者が帳簿を備えず、記載せず若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき	G
立入検査拒否 ・妨害・忌避	職員の行う立入検査に対して拒否・妨害・忌避した者	G
報告義務違反	法第18条による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	G

② 事業者に係るもの

違 反 内 容		罰区分	
無許可業者等委託	廃棄物を許可業者等以外の他人に委託した者	A	
委託基準違反	廃棄物の運搬又は処分に係る委託基準に従わず他人に委託した者	B	
管 理	交付義務・ 記載義務・ 虚偽記載違反	管理票を交付せず、又は必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者	D
	写し保存義務 違反	送付された管理票の写しを一定期間保存しなかった者	D

票	措置命令違反	管理票の適正使用等を求める勧告に従わず、更に措置命令に違反した者	D
	情報処理センター虚偽登録	電子情報処理組織（電子マニフェスト制度）を使用するにあたり、情報処理センターに虚偽の登録をした者	D
保管事前届出違反		届出をせず、又は虚偽の届出により、産業廃棄物の事業場外保管をしたとき	F
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反		特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった者	G
多量排出事業者処理計画提出等義務違反		産業廃棄物処理計画の提出又は実施状況の報告をせず、又は虚偽の提出等をした者	H

③ 処理業者に係るもの

違 反 内 容		罰区分	
無許可営業違反	許可を受けず、廃棄物の収集運搬又は処分を行った者	A	
許可不正取得違反	不正な手段により許可（更新、変更を含む）を受けた者	A	
無許可変更違反	廃棄物の収集運搬業者又は処理業者が許可を受けず事業の範囲を変更したとき	A	
名義貸し禁止違反	廃棄物の収集運搬業者又は処分業者が自己の名義をもって他人に収集又は処分を行わせたとき	A	
事業停止命令違反	本法又は本法に基づく処分に違反した廃棄物収集運搬業者又は処分業者に出される事業停止命令等に違反した者	A	
受託禁止違反	産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者以外の者が収集又は処分を受託したとき	A	
再委託基準違反	廃棄物収集運搬業者又は処分業者が委託を受けた廃棄物を委託基準に従わず他人に委託したとき	B	
管 理 票	写し送付義務・記載義務・虚偽記載違反	管理票の写しを送付せず、又は必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者	D
	回付義務違反	運搬を受託した者が、当該産業廃棄物の処分を委託された者に管理票を回付しなかったとき	D
	虚偽管理票交付違反	産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付した者	D
	未交付引受け	管理票の交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けた者	D
	処理未了報告	運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、管理票を送付又は電子管理票で報告した者	D
	写し保存義務違反	送付された管理票の写しを一定期間保存しなかった者	D
	措置命令違反	管理票の適正使用等を求める勧告に従わず、更に措置命令に違反した者	D
	情報処理センター報告義務違反・虚偽報告	電子情報処理組織（電子マニフェスト制度）を使用する事業者から報告することを求められた場合において情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした者	D
欠格事由該当届出違反	欠格事由に該当したにもかかわらず届出をせず、又は虚偽の届出をした者	F	
処理困難通知義務違反・通知保存義務違反	受託した産業廃棄物の処理が困難となった通知をしなかった者及び通知の写しを一定期間保存しなかった者	F	
廃止・変更届出義務違反	廃棄物処理業者がその業務を廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	G	

再生事業者 名称不正使用	知事の登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いた者	I
-----------------	--------------------------------	---

④ 廃棄物の処理施設を設置している者に係るもの

違反内容		罰区分
無許可設置	廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった者	A
許可不正取得違反	不正な手段により施設設置許可(変更を含む)を受けた者	A
構造・規模等無許可変更	廃棄物処理施設の構造、規模等の変更に当たって許可を受けなかった者	A
処理施設使用停止命令等違反	廃棄物処理施設の使用停止命令等に従わなかった者、又は改善命令に従わなかった者	B
譲り受け・借り受け違反	廃棄物処理施設の譲り受け、又は借り受けに当たって許可を受けなかった者	B
事故時応急措置命令違反	特定処理施設の事故時の応急措置の命令に従わなかった者	F
使用開始前検査受検義務違反	使用前検査を受ける前に施設を使用した者	F
欠格事由該当届出違反	欠格事由に該当したにもかかわらず届出をせず、又は虚偽の届出をした者	F
軽微変更等届出義務違反	廃棄物処理施設の廃止、休止、再開、氏名の変更等の軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	G
定期検査受検義務違反	定期検査を拒否、妨害又は忌避した者	G
相続届出義務違反	廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	G
産業廃棄物処理責任者設置義務違反	産業廃棄物処理責任者を置かなかった者	G
技術管理者設置義務違反	廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった者	G
維持管理記録・備付け義務違反	処理施設を設置する事業者が維持管理状況を記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかったとき	G

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可証の見本とそのチェックポイント

様式第七号 (第十条の二関係)
 (様式第十三号 (第十条の十四関係))

許可番号 第 7 1 0 1 0 1 2 3 4 5 号

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 尼崎市□△町1丁目2番地34号
 氏名 株式会社 ○○環境
 代表取締役 尼崎 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 ことを証する。

第14条第1項
 第14条の2第1項
 第14条の4第1項
 第14条の5第1項 の許可を受けた者である

尼崎市長 稲村 和美 印

許可の年月日 平成27年 5 月 1 1 日
 許可の有効年月日 平成32年 5 月 1 0 日

1 事業の範囲(取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う(特別管理)産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況
 年 月 日 (内 容)

5 規則 [第9条の2第6項
 第10条の12第2項] の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本工業規格 A列4番)

(特別管理)産業廃棄物処分業の許可証の見本とそのチェックポイント

様式第九号 (第十条の六関係)
 (様式第十五号 (第十条の十八関係))

許可番号 第 2 8 2 1 0 9 8 7 6 5 号

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可証

住所 兵庫県○▽郡□×町123番
 氏名 株式会社 ○◇処理センター
 代表取締役 兵庫 次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 ことを証する。

第14条第6項
 第14条の2第1項
 第14条の4第6項
 第14条の5第1項 の許可を受けた者である

兵庫県知事 井戸 敏三 印

許可の年月日 平成27年 1 0 月 1 日
 許可の有効年月日 平成32年 9 月 3 0 日

1 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を記載すること。)

2 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。)を記載すること。)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況
 年 月 日 (内 容)

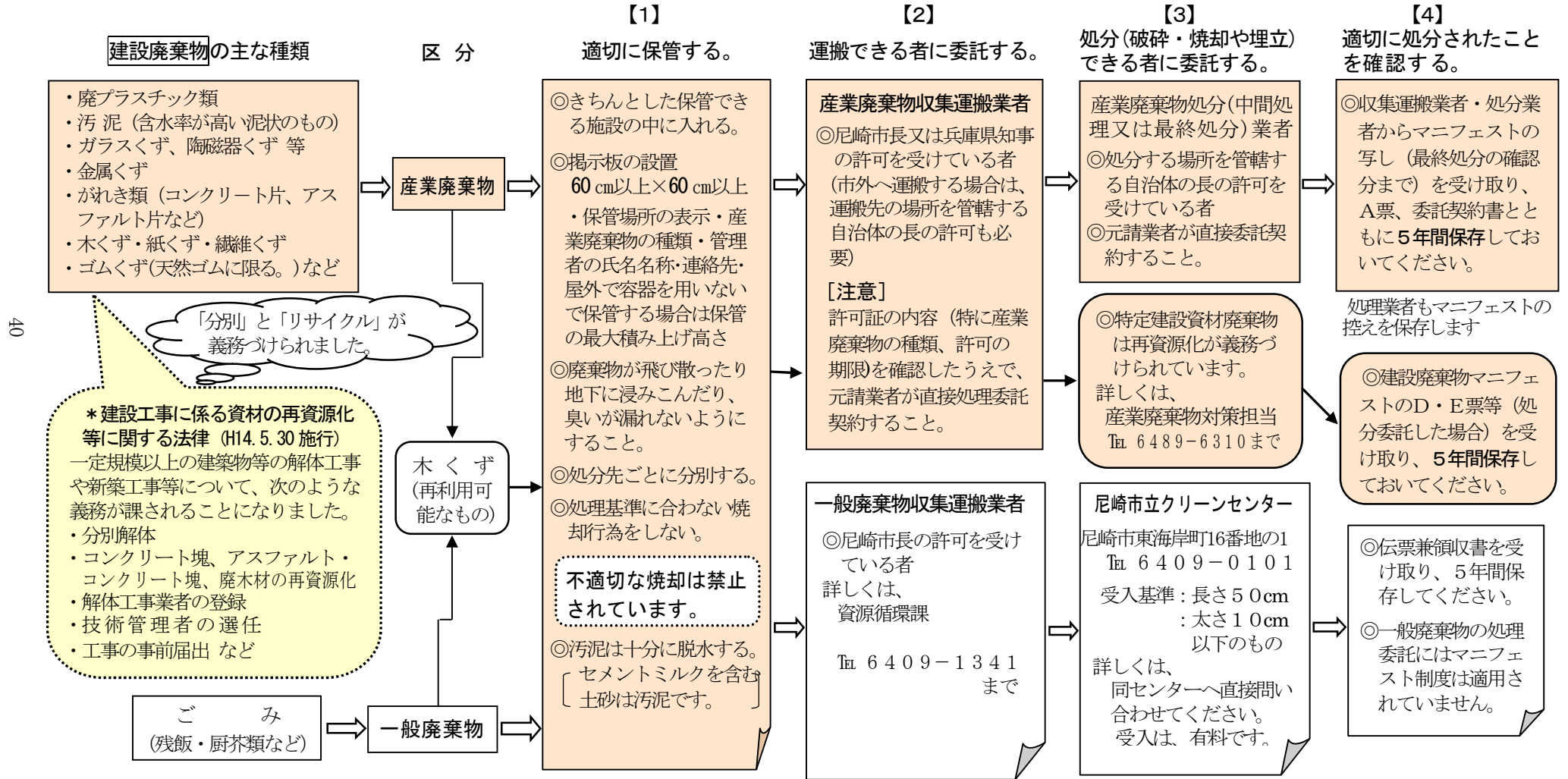
5 規則 [第10条の4第5項
 第10条の16第2項] の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本工業規格 A列4番)

- ① 許 可 番 号
- ② 委託する収集運搬業・処分業の種類に該当するか
- ③ 委託先業者名
- ④ 積出地又は搬入先の管轄区域であるか(管轄区域ごとに確認)
 *平成23年4月1日以降は、兵庫県知事の許可でも尼崎市内の収集運搬業(積替え保管をしない)を行うことができます。
- ④ 処分地の管轄区域であるか
- ⑤ 許可の年月日及び有効期限
- ⑥ 委託する産業廃棄物の種類が全て含まれているか
- ⑦ 委託する処分方法が含まれているか
- ⑧ 処理施設の種類及び処理能力等が適切か
- ⑦ (積替え・保管を含む委託)産業廃棄物の種類、保管容量等が適切か
- ⑧ 付されている条件が委託に際して問題ないか

建設工事現場から排出される建設廃棄物の適正処理のために

元請業者として、監督さんは建築物を完成させて発注者に引き渡すと共に、その建設(解体)工事で生じた**建設廃棄物**を適正に処理することも大切な役割です。**建設廃棄物**の処理責任は元請業者にあります。元請業者はその廃棄物を自ら処理することが原則ですが、自ら行えない場合には、許可業者に処理を委託できます。その場合は次の【1】～【4】に従って行ってください。また、下請業者にその廃棄物の処理をさせる場合には、**下請業者が許可**を有している必要があります。



注意1 産業廃棄物の処理を委託するときには、「manifests」の使用が義務づけられています。

2 解体工事現場で、PCB入りコンデンサーなどが見つかった場合や石綿(アスベスト)保温材等が使用されていることが判明した場合は、直ちにご相談ください。

平成 23 年 4 月 1 日の法改正により、建設工事(解体工事、新築工事、増築工事等)に伴い生ずる廃棄物(建設廃棄物)の処理責任は元請業者に原則、一元化されました。(法第 21 条の 3)

したがって、建設廃棄物は原則、元請業者の産業廃棄物となり、下請負人が処理を行う場合には、下請負人は産業廃棄物処理業の許可が必要となります。又、委託契約書の締結及び産業廃棄物管理票の交付も必要です。

ただし、例外として以下のチェック表で該当欄に全て○がついた場合は、下請負人を事業者とみなし、下請負人の廃棄物として自ら運搬することができます。

チェック項目	該当欄 (該当なら ○)
ア a,b のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。	該当なら ○
a <u>解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事(維持修繕工事)</u> であって、その請負代金の額(発注者からの元請負代金)が 500 万円以下の工事	
b <u>引渡しされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事(新築工事等の完了後、それらの工事の一環として行われる修繕工事)</u> であって、その請負代金相当額(瑕疵の補修工事としての額)が 500 万円以下の工事	
イ 特別管理産業廃棄物以外の廃棄物であること。	
ウ 一回当たりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により一立方メートル以下であることが測定できるもの又は一立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。	
エ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権限を有する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設も含む。)に運搬されるものであること。	
オ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。	

注) ① 当該運搬を行う場合には、あらかじめ建設工事にかかる書面による請負契約にて定めておく必要があり、実際に運搬を行う際には、産業廃棄物処理基準が適用されることとなり、以下の書面を備え付ける必要がある。

a 当該廃棄物が上記ア～オに該当している廃棄物であることを証する書面又はその写し(平成 23 年 2 月 4 日環産産発 110204002 号別記様式参照)

b 当該運搬が建設工事にかかる書面による請負契約にて定めるところにより、自ら運搬を行うものであることを証する書面(請負契約の基本契約書の写し等)

② 下請負人が事業者とみなされるのは自ら行う運搬に関してのみであり、廃棄物の処分は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行わなければならない。

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、
 収集運搬業者： _____ (以下「乙」という。)は、
 甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

[特管]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類： _____
 数量： _____
 単価(税抜)： _____

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
 (注：下記の①②のいずれかを選択すること)

① 輸入廃棄物： 無

② 輸入廃棄物： 有 _____

4. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名： _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所： _____

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

5. (積替保管) (注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③ 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____
積替保管施設の所在地： _____
積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - キ その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器添付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物の manifests の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し manifests の記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該事業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関令法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

産業廃棄物処分委託基本契約書

排出事業者：_____ (以下「甲」という。)と、
 処分業者：_____ (以下「乙」という。)は、
 甲の事業場：_____ から排出される産業廃棄物の処分に
 関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

[産廃]

[特管]

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類：_____

数量：_____

単価 (税抜)：_____

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること)

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 _____

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分 (予定) を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名： _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業の範囲： _____ 事業の範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器添付用ラベル」参照)。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時中止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要ある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、

乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

収 入
印 紙

見 本

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

排出事業者：_____ (以下「甲」という。) と、
収集運搬及び処分業者：_____ (以下「乙」という。) は、
甲の事業場：_____ から排出される産業廃棄物の
収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

[特管]

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

◎ 処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

[特管]

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎ 収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類：_____ _____ _____
数量：_____ _____ _____

単価（税抜）： _____

◎ 処分に関する種類、数量及び委託単価

種類： _____

数量： _____

単価（税抜）： _____

3.（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：下記の①②いずれかを選択すること）

①輸入廃棄物：無

②輸入廃棄物：有 _____

4.（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

5.（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6.（収集・運搬過程における積替保管）（注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること）

① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③ 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合には、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を決めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称	所属	記入者	
		所在地	〒	担当者	TEL FAX
2	廃棄物の名称				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他		MSDSがある場合、CAS No.	
		<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成) ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)			
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	<input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)			
		アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()			
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。			
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン			
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)			
		硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()			

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・ $\frac{kg}{m^3}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

様式第四号（第八条の二十九関係）（紙マニフェスト用）
（表面）

措置内容等報告書		年 月 日
都道府県知事 (市長) 様		報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管 理 票	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 種 類		1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 数 量		
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～⑤に該 当する場合にあつては、当該 事由が生じた年月日		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 - ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 - ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 - ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 - ⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

尼崎市長 殿

平成 年 月 日

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

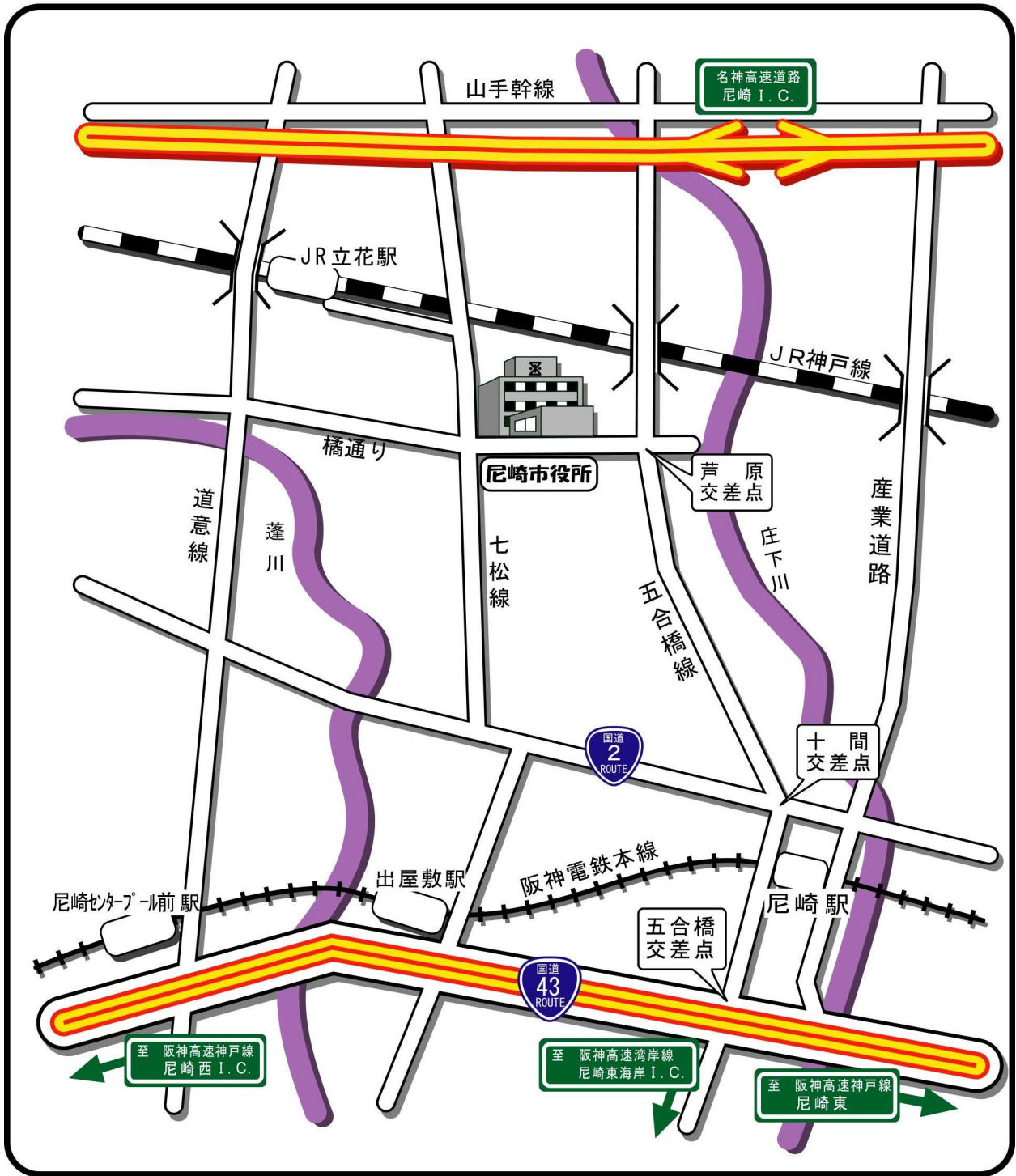
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業種			
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

尼崎市役所所在図



尼崎市役所までの交通機関

JRの場合 立花駅下車 徒歩 約15分(約700m)
市バス 約 5分

